いのち支える二本松市自殺対策計画

~誰も自殺に追い込まれることのない二本松市を目指して~

令和5年3月

二本松市

市長あいさつ



本市では、「心身ともに健やかに 自分らしく明るく暮らせるにほんまつ」を基本理念として、平成 30 年度から令和 9 年度までを計画期間とする「第二次二本松市健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画」を平成 30 年 3 月に策定し、一体的に自殺対策の各種施策を進めてまいりました。

令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、自殺の要因となり得る様々な問題が悪化していることから、国では、現状を踏まえ自殺総合対策大綱を見直し、令和4年10月に「自殺総合対策大綱~誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して~」を閣議決定しました。

本市においても、現状を把握するための中間評価と、その結果を踏まえた計画期間の後期における取組を、令和2年12月に策定された二本松市総合計画の基本目標の一つである「健康で暮らし続けられるまち」の実現に向けて推進するために見直しを行いました。

見直しとしては、中間評価や市民アンケートの結果により、現状と課題を整理するとともに、 新たにSDGsの目標を踏まえた施策を展開推進することとします。

また、自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因が複雑に絡み合っています。個人の問題、個人への対策としてではなく、「生きることの包括的な支援」として社会全体で対策に取り組むため、健康増進との一体的な計画から分冊して、地域の現状を踏まえ、国の自殺総合対策大綱に基づき、新たに「いのち支える二本松市自殺対策計画」として策定いたします。また、本市の実態として示された重点課題に、コロナ禍の影響を踏まえた対策として「子ども・若者への支援」と「女性への支援」を追加し施策を推進して参ります。

今後、本計画に基づき、本市の現状を踏まえた対策として、自殺対策に関する正しい知識を行政だけではなく関係機関や市民の皆さんが共有し、それぞれの立場で自殺対策を推進するとともに、効果的な連携体制を構築して参りたいと考えておりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画の評価・見直しに当たり、「二本松市健康増進計画策定委員会」委員の方々をはじめ、様々な場面でご指導をいただきました関係機関の皆様、そして、アンケート調査等にご協力をいただきました市民の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和5年3月

二本松市長 三保 恵一

目 次

第		章	いの	ち支える二本松市自殺対策計画について	1
刍	色	節	計画第	6定の背景と目的	I
		I	計画策定	この背景	I
		2	計画策定	ミの目的	I
当	色:	2 節	自殺対	対策の基本的な考え方	3
		I	自殺対策	きの基本認識	3
		2	基本理念	\$	3
		3		†	
刍		3 節	計画σ)位置付け	7
		I	計画策定	この根拠	7
		2		† ····································	
		3		s の推進····································	
刍	色 4	4節)期間	
当	色!	5 節	計画σ)数值目標	9
第	2	章	二本	松市の現状と課題	
当	色	節	はじめ	りに	П
		I	自殺実態	巻の分析にあたって	П
		2	二本松市	5の自殺の特徴	12
刍	色:	2 節	統計に	- 見る二本松市の現状	I 5
		I	自殺死亡	- 率の年次推移 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	I 5
		2	男女別自	殺者数の推移	I 5
		3	性・年代	t別自殺割合····································	۱6
	4	4		令・職業・同居人の有無別に見た自殺率	
	!	5		上の自殺の内訳	
	(6	有職者σ)自殺の内訳	18
刍	色:	3 節		r ートに見る二本松市の現状 ·······	
				토······	
				- 卜結果	
刍	色			対策における現状と課題·······2	
				こ見た傾向と課題	
				- トから見た傾向と課題	
		3	次期計画	面に向けての課題·······	3 I
第	3	章	前計	画の振返り	33
当	色	節		面における取り組みの成果と課題····································	
		l		ŧ	
		2	重点施策	₹	36

第4	章	生きる	支援施策37
第	節	基本施策	37
	I	地域におけ	るネットワークの強化37
	2	自殺対策を	支える人材の育成39
	3	市民への啓	発と周知4
	4	生きること	の促進要因への支援43
	5	児童生徒の	SOSの出し方に関する教育45
第	2 節	重点施策	46
	I	高齢者対策	46
	2	生活困窮者	対策
	3	勤務・経営	·対策·······5l
	4	子ども・若	·者への支援·······53
	5	女性への支	援56
第	3 節	生きる支	援関連施策59
	I	生きる支援	関連施策(59 事業)について59
	2	生きる支援	関連施策一覧
第 5	音	・ 体等の)推進体制 ··········65
	' 平 節		· 1年2年 本中1 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
布	 即		進体制
纮	ı 2 節		選手 (本)
布			·価·進行官珪···································
	I	PUCA	1 クルの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 6	章	参考資	************************************
第	節	二本松市	健康增進計画策定委員会要綱67
第	2 節	二本松市	健康增進計画策定委員会委員名簿68
第	3 節	二本松市	健康增進計画等策定庁內幹事会委員名簿69
第	4節		健康増進計画策定体制70
第	5 節		健康増進計画策定の経過71

第|章

いのち支える二本松市自殺対策計画について

第1章 いのち支える二本松市自殺対策計画について

第 | 節 計画策定の背景と目的

I 計画策定の背景

国では、自殺対策基本法が平成 18 年(2006 年)に施行され、平成 19 年(2007 年)に策定された自殺総合対策大綱に沿った取り組みが進められたことにより、全国の自殺者数は平成 23 年(2011 年)をピークに減少に転じました。

しかし、我が国の自殺死亡率は依然として主要先進国の中で高い水準にあったため、国では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ことを基本理念とし、平成 28 年(2016 年)に自殺対策基本法が一部改正され、平成 29 年(2017 年)には、新たな自殺総合対策大綱が示されました。

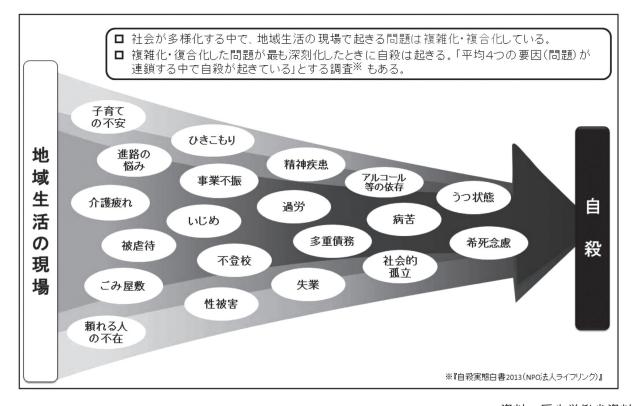
令和2年(2020年)以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことにより、女性や小中高生の自殺者の増加が問題となりました。このような状況を受け、国では、子ども・若者の自殺対策、女性に対する支援、インターネット利用への対応等、総合的な対策を推進するべく自殺総合対策大綱の見直し等を進め、令和4年(2022年)10月、「自殺総合対策大綱~誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して~」が閣議決定されました。見直し後の大綱では、『1.子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化』『2.女性に対する支援の強化』『3.地域自殺対策の取組強化』『4.新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進など、総合的な自殺対策の更なる推進・強化』を重点的に推進することとしています。

2 計画策定の目的

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています(自殺の危機要因イメージ図:2ページ参照)。自殺は、誰にでも起こり得る危機であり、その多くが防ぐことが出来る社会的な問題として、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図り、「生きることの包括的な支援」として自殺対策に取り組まなければなりません(自殺対策基本法第2条)。

本市では、平成30年(2018年)に「第二次二本松市健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画」を一体的に策定し、「こころの健康」を視点に総合的に自殺対策を推進してきましたが、全ての人がかけがえのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、いのちを支える取り組みをより一層推進するべく「いのち支える二本松市自殺対策計画(後期計画)」として策定し、自殺対策を総合的に推進していきます。

【「自殺の危機要因イメージ図」 自殺実態白書 2013 (NPO 法人ライフリンク)】



資料:厚生労働省資料

第2節 自殺対策の基本的な考え方

自殺対策の基本認識

自殺総合対策大綱では、自殺に対する基本認識が明らかにされています。

本市における自殺対策については、市の自殺の現状と課題等を踏まえ、次に掲げる基本認識に基づいて取り組みます。

(1) 自殺は誰にでも起こり得る身近な問題である

多くの人にとって、自殺とは、自分には関係がない「個人の問題」と考えられがちですが、 実際は当人のみでなく、家族や友人等、周りの人が当事者となる可能性があり、誰にでも起こ り得る身近な問題であることを認識する必要があります。

(2) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

自殺は、その多くが様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ってしまった、「追い込まれた末の死」であるということを認識する必要があります。

(3) 自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題である

自殺の背景や原因となる様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、相談・支援体制の整備等、社会的な取り組みにより、また、自殺に至る前のうつ病等の精神疾患については、専門家への相談や適切な治療により、多くの自殺は防ぐことができるということを認識する必要があります。

(4)自殺を考えている人は、何らかのサインを発していることが多い

死にたいと考えている人も、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、不眠や原因不明の体調不良等、自殺の危険を示すサインを発していることが多いとされています。自殺の危険を示すサインに気づくことで自殺予防につなげることができることを認識する必要があります。

2 基本理念

本市では、自殺総合対策大綱における基本理念に沿い、「誰も自殺に追い込まれることのない二本松市の実現」を基本理念に定め、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として総合的に推進していきます。

誰も自殺に追い込まれることのない二本松市の実現

3 基本方針

基本理念の実現を目指すため、自殺に対する基本認識を踏まえ、自殺総合対策大綱により示された6つの基本方針に沿った、総合的な自殺対策を推進します。

(1) 生きることの包括的な支援

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」が上回ったときに自殺に至る可能性が高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの 促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で 推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる 支援」に関する地域のあらゆる取り組みを総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」 として推進します。

(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐために、 様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携し、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的 な視点を含む包括的な取り組みを実施します。

自殺の要因となり得る生活困窮、孤独・孤立、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取り組みが展開されています。連携の効果をさらに高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有します。

(3)対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進していきます。

これは、市民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と、「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、さらに「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方(三階層自殺対策連動モデル:5ページ参照)です。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、 現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じて しまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じます。

加えて、「自殺の事前対応のさらに前段階での取り組み」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進します。

【三階層自殺対策連動モデル】



資料:自殺総合対策推進センター資料

(4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行います。

市民一人ひとりが、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等の取り組みを推進します。

(5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働し、市をあげて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築していきます。

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮

自殺対策に関わる者は、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の 平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない ことを、改めて認識して自殺対策に取り組みます。

【自殺総合対策大綱のポイント】

<自殺総合対策大綱>令和4年(2022年)10月14日閣議決定

- ■自殺総合対策の基本理念 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す
- ■自殺の現状と自殺総合対策における基本認識
 - ・自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
 - ・年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
 - ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
 - ・地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

■自殺総合対策の基本方針

- 1. 生きることの包括的な支援をして推進する
- 2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- 3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- 4. 実践と啓発を両輪として推進する
- 5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
- 6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する
- ■自殺総合対策における当面の重点施策
 - 1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
 - 2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
 - 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
 - 4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
 - 5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
 - 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
 - 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
 - 8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
 - 9. 遺された人への支援を充実する
 - 10. 民間団体との連携を強化する
 - 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
 - 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
 - 13. 女性の自殺対策を更に推進する

■自殺対策の数値目標

先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年(2026年)までに、自殺死亡率を平成27年(2015年)と比べて30%以上減少(平成27年(2015年)18.5⇒13.0以下)

第3節 計画の位置付け

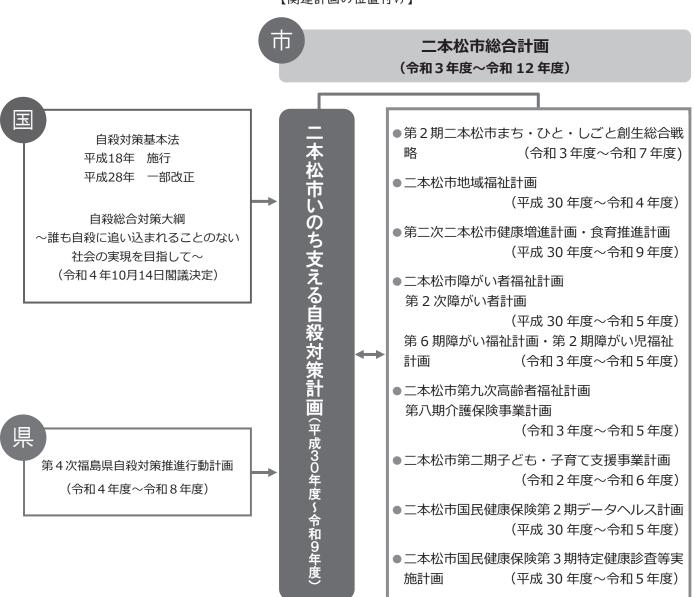
I 計画策定の根拠

本計画は、自殺対策基本法第 13 条 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。国が定めた「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえて、福島県の「第 4 次福島県自殺対策推進行動計画」との整合を図り策定した計画です。

2 位置付け

本市の上位計画である「二本松市総合計画」の政策 I に掲げる「元気で暮らす健康づくり」を実現するための部門別計画として位置づけられ、「第2期二本松市まち ひと しごと創生総合戦略」、「二本松市地域福祉計画」、「第二次二本松市健康増進計画・食育推進計画」、「二本松市障がい者福祉計画」、「二本松市第九次高齢者福祉計画」、「二本松市第二期子ども・子育て支援事業計画」等と整合を図り策定したものです。

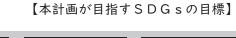
【関連計画の位置付け】



3 SDGsの推進

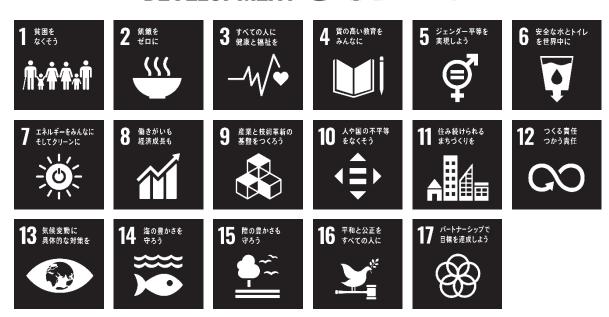
SDGsとは、平成 27 年(2015 年)9月の国連サミットで採択された平成 28 年(2016年)から令和 12 年(2030年)までの先進国を含む国際社会全体の開発目標(Sustainable Development Goals)です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットで構成され、地球上の「誰一人取り残さない」包摂性のある社会の実現を目指しています。

本計画においても、SDGSの目標を踏まえた各施策を推進します。





SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT GALS



第4節 計画の期間

本計画の計画期間は、平成30年(2018年)から令和9年(2027年)までの10年間で、中間年度となる令和4年(2022年)に中間評価及び見直しを行い、令和5年(2023年)から令和9年(2027年)までを後期計画として策定しました。

平成 今和 今和 今和 今和 令和 令和 今和 今和 今和 30 年度 4年度 5年度 6年度 7年度 8年度 9年度 元年度 2年度 3年度 二本松市自殺対策計画(前期計画)(H30~R4) 二本松市自殺対策計画(後期計画)(R5~R9) 中間評価 評価 調査実施 ・見直し ・見直し

【計画の期間】

第5節 計画の数値目標

国の「自殺総合対策大綱」では、令和8年(2026年)までに、人口 10万人あたりの自殺死亡率を平成 27年(2015年)と比べて 30%以上減少させることを目標としています。また、福島県の「第4次福島県自殺対策推進行動計画」では、令和8年(2026年)までに自殺死亡率を 17.3以下(平成 27年(2015年)を基準に5年間で 20%以上減少)とすることを目標としています。

本計画においては、国や福島県の目標値を参考とし、令和8年(2026年)までに自殺死亡率(人口動態統計)を平成27年(2015年)と比べて30%以上減少(14.4以下)させることを目標とします。

	平成 27 年	令和 2 年	令和8年	令和9年
	(2015年)	(2020年)	(2026年)	(2027年)
自殺死亡率 (人口動態統計)	20.6	16.8	4.4以下	今後検討する
平成 27 年比	100%	81.6%	70.0%	今後検討する

第2章 二本松市の現状と課題

第2章 二本松市の現状と課題

第1節 はじめに

I 自殺実態の分析にあたって

(1) 自殺に関する統計について

自殺に関する統計には、主に厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の 2 種類が あります。

本章の分析にあたっては、厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の両方を使用 するとともに、自殺者数と自殺死亡率の2種類の値を参照しました。なお、両者の統計には以 下のような違いがあります。

なお、本計画は、国・県に沿って厚生労働省「人口動態統計」による自殺死亡率の減少を数値目標としています。

調査の種類	厚生労働省「人口動態統計」	警察庁「自殺統計」
調査対象	日本における日本人 (外国人は含まない)	総人口 (日本における外国人も含む)
調査時点	住所地に基づく死亡時点	発見地に基づく自殺死体発見時点 (正確には認知)
自殺者数の計上方法	・自殺・他殺あるいは事故死のいずれ か不明のときは自殺以外で処理。 ・死亡診断書等について自殺の旨の訂 正報告がない場合は、自殺に計上し ていない。	・捜査等により自殺であると判明した時点で計上。

(2)自殺に関する統計データについて

①厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

厚生労働省が、警察庁より提供を受けた「自殺統計」原票データに基づいて集計・公表を行っています。

■ 自殺者数

「発見地」と「住居地」の2通りでそれぞれ集計しています。

■ 自殺の原因・動機に係る集計

遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を3つまで計上可能としているため、原因・動機特定者の原因・動機の和と原因・動機特定者数とは一致しません。

②地域自殺実態プロファイル

厚生労働大臣指定法人・一般社団法人「いのち支える自殺対策推進センター」において、効果的な自殺対策を推進していくために、地域の自殺の実態を分析した基礎資料として、本市にも毎年提供されています。

この基礎資料を基に、自殺対策施策の立案と評価を行っていきます。

2 二本松市の自殺の特徴

(1) 二本松市における主な自殺の特徴

二本松市(住居地)の平成28年(2016年)から令和2年(2020年)までの自殺者数は合計53人(男性37人、女性16人)でした(厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地)より集計)。

【地域の主な自殺者の特徴(平成28年(2016年)~令和2年(2020年)合計)

<特別集計(自殺日・住居地)>】

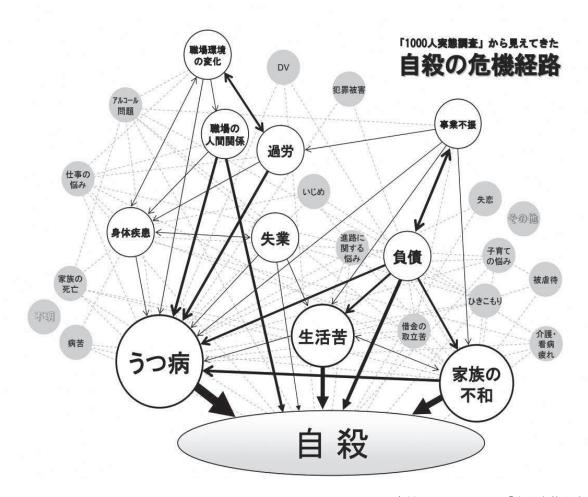
自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5 年計)	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
I 位:男性 60 歳以上無職 同居	8	15.1%	32.4	失業(退職)→生活苦+介護の悩み (疲れ)+身体疾患→自殺
2 位:男性 40~59 歳有職 同居	8	15.1%	26.8	配置転換→過労→職場の人間関係の悩 み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3 位:女性 60 歳以上無職 同居	8	15.1%	17.8	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4 位:男性 40~59 歳無職 同居	6	11.3%	215.4	失業→生活苦→借金+家族間の不和→ うつ状態→自殺
5 位:男性 20~39 歳無職 同居	4	7.5%	105.2	①【30 代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺/②【20 代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→ 自殺

資料:警察庁自殺統計原票データを厚生労働省(自殺対策推進室)にて特別集計

順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順としています。

- * 自殺死亡率の算出に用いた人口(母数)は、平成27年(2015年)国勢調査を基にJSCPにて推計したもの。
- ** 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考に推定したもの(詳細は 15 ページ参照)。自殺対策において、自殺の直前の「原因・動機」のさらに背景にある様々な要因に対応することが求められています。示された危機経路は一例です。

【背景にある主な自殺の危機経路】



資料:ライフリンク「自殺実態白書 2013」

※身体疾患、失業、過労、生活苦、家族間の不和、進路に関する悩み、アルコール問題、うつ病など多様な要因が自殺 の経路に含まれています。

自殺で亡くなった人は平均 3.9 個の要因を抱えていました。そして、同じ亡くなり方をしている人はひとりもいませんでした。

(2) 自殺の特性の評価

【地域の自殺の特性の評価(平成 28 年(2016 年)~令和 2 年(2020 年)合計)】

	指標值	ランク
総数*1)	19.1	*
男性*1)	27.0	*
女性*1)	11.3	*
20 歳未満*1)	2.3	★a
20 歳代*1)	20.3	★a
30 歳代*1)	20.2	★a
40 歳代*1)	27.2	★a
50 歳代*1)	27.8	*
60 歳代*1)	22.9	*
70 歳代*1)	25.4	*
80 歳以上*1)	9.8	-
若年者(20~39 歳)*1)	20.3	*
高齢者(70 歳以上)*1)	17.7	-
ハイリスク地*3)	106%/+3	-
勤務・経営*2)	18.2	★a
無職者・失業者*2)	40.1	★a
自殺手段*4)	35.8%	-

- * 1) 地域における自殺の基礎資料に基づく自殺死亡率(10万対)。 自殺者 1 人の増減でランクが変わる場合はランクに a をつけています。
- *2) 特別集計に基づく 20~59 歳における自殺死亡率(IO 万対)(公表可能)。 自殺者 I 人の増減でランクが変わる場合はランクに a をつけています。
- *3) 地域における自殺の基礎資料に基づく発見地÷住居地(%) とその差(人)。 自殺者(発見地) I 人の減少でランクが変わる場合はランクに a をつけています。
- *4) 地域における自殺の基礎資料または特別集計に基づく首つり以外の自殺者の割合(%)。 首つり以外で多いと高い。首つりと首つり以外の自殺者数がともに5以上であれば、公表可能 (地域における自殺の基礎資料から算出可能な場合の公表は差し支えない)。

※指標値欄に「*」と表示されている場合は、指標を算出していないことを示しています

【ランクの標章】

ランク				
***/☆☆	上位 10%以内			
**/☆	上位 10~20%			
*	上位 20~40%			
-	その他			
**	評価せず			

※全国の市区町村における当該指標値に基づく順位を評価した

(3) 二本松市における重点施策

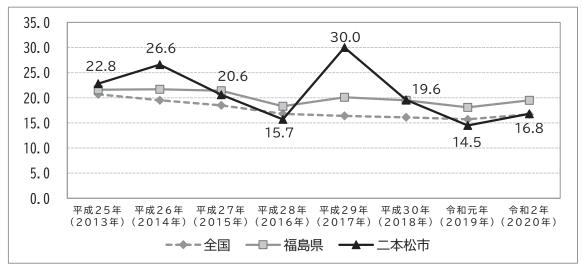
本市における自殺の特徴の上位3区分の性・年代等の特性と、「背景にある主な自殺の危機 経路」を参考に、地域自殺実態プロファイルにおいて

「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」が重点施策として推奨されました。

第2節 統計に見る二本松市の現状

自殺死亡率の年次推移

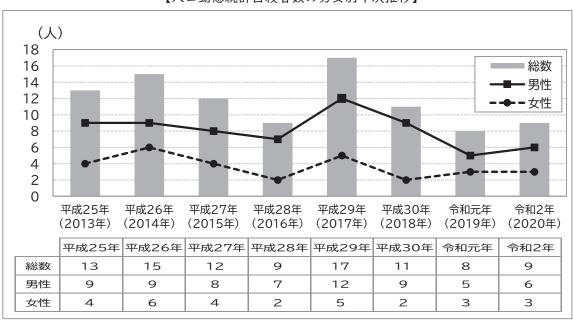
【人口 10 万人あたり(全国・県比較)】



本市の人口 10 万人あたりの自殺死亡者数を示す自殺死亡率は、平成 26 年(2014 年)の 26.6 から平成 28 年(2016 年)には 15.7 まで減少しましたが、平成 29 年(2017 年)に は一時的に 30.0 まで増加しました。その後再び減少し、令和 2 年(2020 年)には 16.8 と なり、福島県 19.5 を下回っていますが、全国 16.7 をやや上回っています。

2 男女別自殺者数の推移

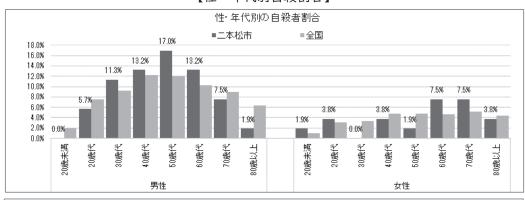
【人口動態統計自殺者数の男女別年次推移】

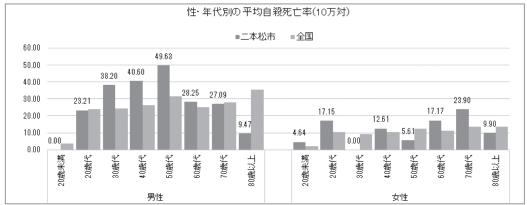


男女別の自殺者数では、男性が多くなっています。平成 28 年(2016 年)から令和 2 年(2020 年)までの 5 年間累計で見てみると、累計 54 人のうち、男性が 39 人、女性が 15人、男女比では「男性 2.6:女性 1 」となっています。

3 性・年代別自殺割合

【性・年代別自殺割合】





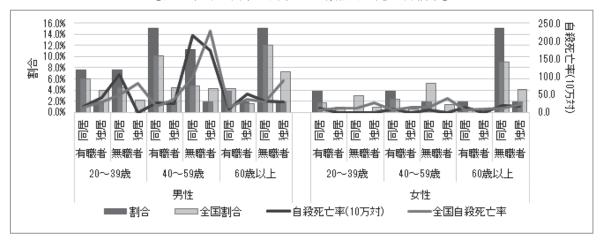
資料:地域自殺実態プロファイルより 地域における自殺の基礎資料 (自殺日・住居地、平成28年(2016年)~令和2年(2020年)合計) ※性・年代別の自殺者割合は、全自殺者に占める割合を示す

平成 28 年(2016 年)~		割	合
令和2年	(2020年)平均	二本松市	全国
総数		100.0%	100.0%
男性		69.8%	68.6%
女性		30.2%	31.4%
	20 歳未満	0.0%	1.9%
	20 歳代	5.7%	7.6%
	30 歳代	11.3%	9.2%
男性	40 歳代	13.2%	12.2%
力性	50 歳代	17.0%	12.0%
	60 歳代	13.2%	10.2%
	70 歳代	7.5%	8.9%
	80 歳以上	1.9%	6.3%
	20 歳未満	1.9%	1.0%
	20 歳代	3.8%	3.1%
	30 歳代	0.0%	3.4%
女性	40 歳代	3.8%	4.7%
女性	50 歳代	1.9%	4.8%
	60 歳代	7.5%	4.7%
	70 歳代	7.5%	5.2%
	80 歳以上	3.8%	4.4%

男性では30歳~60歳代、女性では60歳~70歳代の割合が全国と比べ高くなっています。

4 性・年齢・職業・同居人の有無別に見た自殺率

【性・年齢・職業・同居人の有無別に見た自殺率】



資料:地域自殺実態プロファイルより 特別集計(自殺日・住居地、平成28年(2016年) ~令和2年(2020年)合計)

性・年齢・職業・同居人の有無による自殺率を全国と比較すると、男性の「20~39歳・無職・同居」、「40~59歳・無職・同居」が高くなっています。

自殺者の割合は、男性では「40~59歳・有職・同居」、「40~59歳・無職・同居」、「60歳以上・無職・同居」、女性では「60歳以上・無職・同居」の割合が高くなっています。

5 60歳以上の自殺の内訳

【60歳以上の自殺の内訳】

		自殺者数		割	合	全国割合		
同居人の有無		あり	なし	あり	なし	あり	なし	
	60 歳代	6	Ι	27.3%	4.5%	14.9%	10.7%	
男性	70 歳代	3	I	13.6%	4.5%	15.0%	7.5%	
	80 歳以上	Ι	0	4.5%	0.0%	11.3%	4.7%	
	60 歳代	4	0	18.2%	0.0%	9.0%	2.9%	
女性	70 歳代	3	I	13.6%	4.5%	8.9%	4.1%	
	80 歳以上	2	0	9.1%	0.0%	7.0%	4.1%	
合計		22		100%		100%		

資料:地域自殺実態プロファイルより 特別集計(自殺日・住居地、平成28年(2016年) ~令和2年(2020年)合計)

※高齢者(65歳以上)の多くが無職のため、性・年代別の同居者の有無を示した

全国と比べ、男性では「60歳代・同居」、女性では「60歳代・70歳代・同居」の割合が高くなっています。

6 有職者の自殺の内訳

【有職者の自殺の内訳】

職業	自殺者数	割合	全国割合	
自営業・家族従業者	3	13.6%	18.2%	
被雇用者・勤め人	19	86.4%	81.8%	
合計	22	100.0%	100%	

資料:地域自殺実態プロファイルより 特別集計(自殺日・住居地、平成28年(2016年)

~令和2年(2020年)合計)

※性・年齢・同居の有無の不詳を除く

「被雇用者・勤め人」の割合が、全国と比べるとやや高くなっています。

第3節 アンケートに見る二本松市の現状

l 調査概要

(1)調査の目的

令和5年度(2023年度)からの「二本松市健康増進計画・食育推進計画」、「二本松市自殺対策計画」の策定にあたり、二本松市民の健康・食育等に関する状況や考え等を把握することを目的として調査を実施しました。

(2)調査期間

令和3年(2021年) 12月1日~17日

(3)調査対象・抽出方法

調査対象	抽出方法
一般(18~79 歳)	令和3年(2021年)10月1日現在で、二本松市にお住まいの 18歳から 79歳までの方から、無作為に抽出
高校生(15~17歳)	令和3年(2021年)10月1日現在で、二本松市にお住まいの高校生の方あるいは 高校生相当の年齢の方から、無作為に抽出
中学生(12~14歳)	
小学生(10~11歳)	二本松市内の小学校に通う5.6年生の児童からクラス単位で抽出
小学生保護者(6~11歳)	以下の①・②の合計 ①二本松市内の小学校に通う I ~ 4年生の児童を持つ保護者からクラス単位で抽出 ②小学生調査の対象となった5・6年生の児童を持つ保護者全員
乳幼児保護者(0~5歳)	令和3年(2021年)10月1日現在で、二本松市にお住まいで、乳幼児のお子さん をお持ちの保護者の方から、無作為に抽出

(4)回収結果

種別	各区分に 相当する人口**	配付数	回収数		有効回収数	有効回収率	
一般 (18~79 歳)	39,885 人	2,800 件	郵送 WEB	1,216 134	1,346 件	48.1%	
高校生 (15~17 歳)	1,423人	1,100 件	郵送 WEB	420 80	492 件	44.7%	
中学生 (12~14 歳)	1,337人	569 件	郵送 WEB	550 –	550 件	96.7%	
小学生 (10~11 歳)	810人	395 件	郵送 WEB	389 -	385 件	97.5%	
小学生保護者 (6~11歳)	2,378 人	1,187件	郵送 WEB	1,138 -	1,130 件	95.2%	
乳幼児保護者 (0~5歳)	2,005 人	400 件	郵送 WEB	193 34	227 件	56.8%	

[※]人口は、令和3年(2021年)4月1日時点の年齢基準を基に住民基本台帳人口より掲載

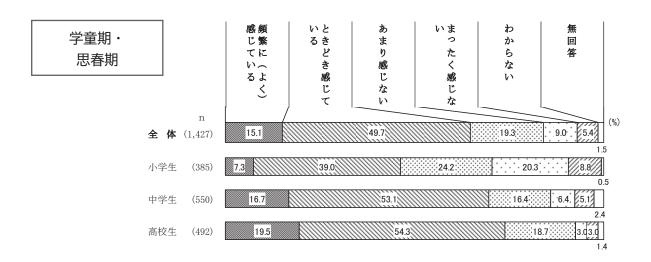
(5)報告書の見方

- ●調査数(n=Number of cases)とは、回答者総数あるいは分類別の回答者数のことです。
- ●比率(%)は全て「調査数」を基数として算出しています。表示は小数点第2位で四捨五入し、第 | 位までとなっており、そのため比率の合計が | 100%を上下する場合があります。
- ●回答者が2つ以上の回答をすることができる質問(複数回答)でも比率は同様に算出しているため、回答合計は回答者数(100%)を超える場合があります。
- ●調査票における設問及び選択肢の語句等を一部簡略化している場合があります。

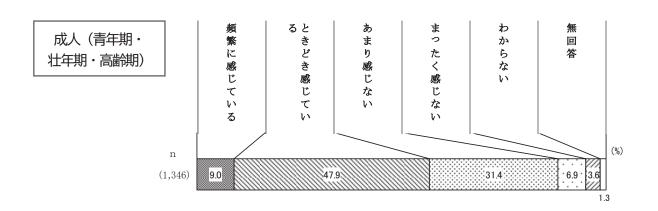
2 アンケート結果

(1) 気分の落ち込みや精神的な疲れを感じる頻度

- ○気分の落ち込みや精神的な疲れを感じる頻度について、全体では「ときどき感じている」が 49.7%と最も多く、「頻繁に(よく)感じている」(15.1%)を合わせた"感じている"は 64.8%となっています。一方、「あまり感じない」(19.3%)、「まったく感じない」(9.0%)を合わせた"感じない"は 28.3%となっています。
- ○小学生では"感じている"(46.3%)と"感じない"(44.5%)が半々となっています。
- ○中学生では"感じている"が69.8%、高校生では73.8%となっています。

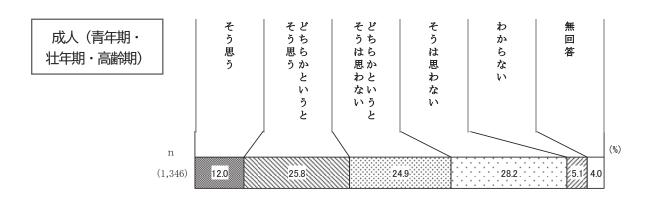


○気分の落ち込みや精神的な疲れを感じる頻度については、「ときどき感じている」が 47.9% と最も多く、「頻繁に感じている」(9.0%) を合わせた "感じている"は 56.9%となっています。一方、「あまり感じない」(31.4%)、「まったく感じない」(6.9%) を合わせた "感じない"は 38.3%となっています。



(2) 悩みやストレスを感じたとき、相談することにためらいを感じるか

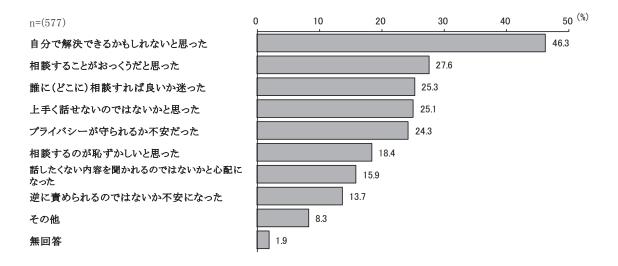
○悩みやストレスを感じたとき、相談することにためらいを感じるかについては、「そうは思わない」が 28.2%と最も多く、「どちらかというとそうは思わない」(24.9%) を合わせた "そう思わない"は 53.1%となっています。一方、「そう思う」(12.0%)、「どちらかというとそう思う」(25.8%) を合わせた "そう思う"は 37.8%となっています。



(3) 相談することにためらいを感じる理由

○相談することにためらいを感じる理由については、「自分で解決できるかもしれないと思った」が 46.3%と最も多く、以下「相談することがおっくうだと思った」(27.6%)、「誰に(どこに)相談すれば良いか迷った」(25.3%)、「上手く話せないのではないかと思った」(25.1%)、「プライバシーが守られるか不安だった」(24.3%)となっています。

成人(青年期・壮年期・高齢期)

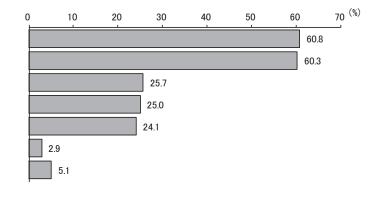


(4)解決が難しい困難に直面したときに、乗り越えるために必要なこと

○解決が難しい困難に直面したときに、乗り越えるために必要なことについては、「心の支えとなる人間関係」(60.8%)と「相談に乗ってくれる人」(60.3%)がともに多く、以下「対応方法を知る機会」(25.7%)、「気づき声をかけてくれる人」(25.0%)、「相談できる公的機関」(24.1%)となっています。

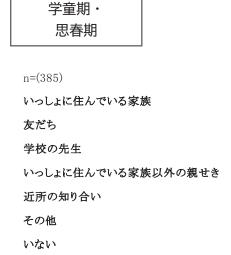
成人(青年期・壮年期・高齢期)

n=(1,346)
心の支えとなる人間関係
相談に乗ってくれる人
対応方法を知る機会
気づき声をかけてくれる人
相談できる公的機関
その他
無回答

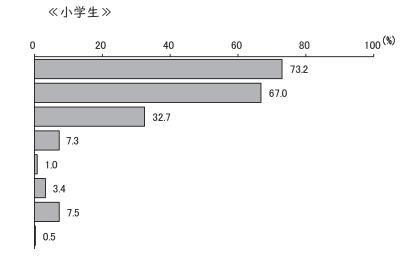


(5) 悩みやつらい気持ちを受け止め、耳を傾けてくれる人

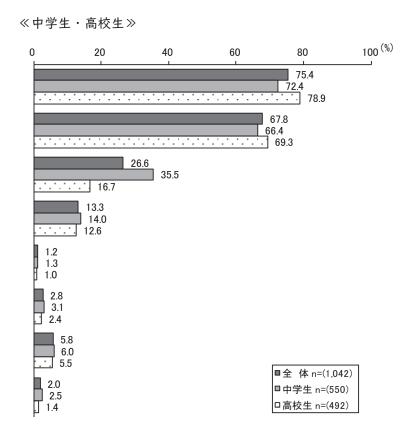
- ○悩みやつらい気持ちを受け止め、耳を傾けてくれる人について、小学生では「いっしょに住んでいる家族」が 73.2%と最も多く、以下「友だち」(67.0%)、「学校の先生」(32.7%)となっています。
- ○中学生、高校生全体では「友人」が 75.4%と最も多く、以下「同居の親族(家族)」(67.8%)、「学校の先生」(26.6%)、「『同居の親族(家族)』以外の親族」(13.3%) となっています。中学生、高校生では | 位から同順となっており、3位の「学校の先生」では中学生が 35.5%と高校生(16.7%) より 18.8 ポイント上回っています。



無回答

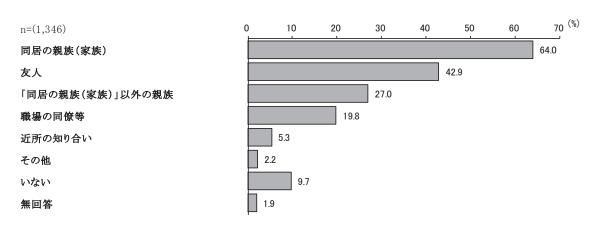


友人 同居の親族(家族) 学校の先生 「同居の親族(家族)」以外の親族 近所の知り合い その他 いない 無回答



- ○悩みやつらい気持ちを受け止め、耳を傾けてくれる人については、「同居の親族(家族)」が 64.0%と最も多く、以下「友人」(42.9%)、「『同居の親族(家族)』以外の親族」(27.0%)、 「職場の同僚等」(19.8%)となっています。
- ○性別に見ると、女性は「『同居の親族(家族)』以外の親族」が 20.8 ポイント、「友人」が 19.3 ポイント男性を上回っています。一方、男性は「いない」が女性を 8.8 ポイント上回っています。
- ○前回調査と比較すると、「いない」人の割合では男性は 0.3 ポイント増加、女性は 0.4 ポイント減少しています。

成人(青年期・壮年期・高齢期)



							(上)	设:件 下	、段:%)
	調査数	同居の親族(家族)	友人	族)」以外の親族「同居の親族(家	職場の同僚等	近所の知り合い	その他	いない	無回答
全 体	1,346	862	577	364	266	71	30	130	26
作品	100.0	64.0	42. 9	27. 0	19.8	5. 3	2.2	9. 7	1.9
性別 男性	616	389	200	98	106	27	15	89	12
// IL	100.0	63. 1	32. 5	15. 9	17. 2	4. 4	2.4	14. 4	1. 9
女性	720	467	373	264	160	42	15	40	13
	100.0	64.9	51.8	36. 7	22. 2	5.8	2.1	5.6	1.8

【前回調査】

評価指標	ライフステージ	平成29(2017)年度 現状値	令和 9 (2027)年度 目標値
不満や悩み等を相談できる相手がいない人 <i>0</i>)割合		
青年期以上(18歳以上)男性	青年期 壮年期 高齢期	14. 1%	10. 0%
青年期以上(18歳以上)女性	青年期 壮年期 高齢期	6.0%	4.0%

(6) こころの悩みの相談機関と相談方法の認知度

- ○こころの悩みの相談機関と相談方法の認知度について、全体では「学校やスクールカウンセラーへの相談」が 64.8%と最も多く、以下「電話相談(いのちの電話、よりそいホットライン等)」(55.4%)、「SNS相談(よりそいチャット、こころのホットチャット等)」(28.9%)、「医療機関への相談」(16.5%) となっています。なお、「知らない」は 22.0%となっています。
- ○小学生では「電話相談(いのちの電話、よりそいホットライン等)」が 55.8%と最も多く、 以下「学校やスクールカウンセラーへの相談」(38.7%)、「SNS相談(よりそいチャット、 こころのホットチャット等)」(24.9%)となっています。
- ○中学生、高校生では「学校やスクールカウンセラーへの相談」(中:70.2%、高:79.3%) が最も多く、以下「電話相談(いのちの電話、よりそいホットライン等)」(中:51.3%、高:59.6%)、「SNS相談(よりそいチャット、こころのホットチャット等)」(中:28.9%、高:31.9%)となっています。
- ○なお、「知らない」は小学生が33.0%と他の学年に比べて多くなっています。

学童期・ 思春期

学校やスクールカウンセラーへの相談

電話相談(いのちの電話、よりそいホットライン等)

SNS相談(よりそいチャット、こころのホットチャット等)

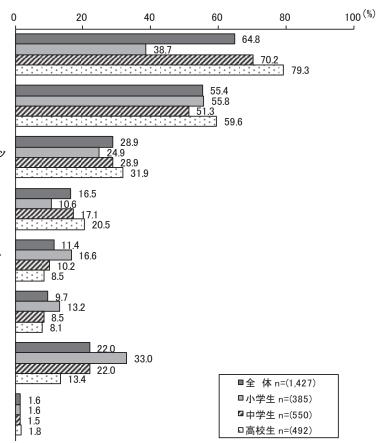
医療機関への相談

県の相談機関(保健所、精神保健福祉センター等)への相談

市の相談機関(市内各保健センター)への相談

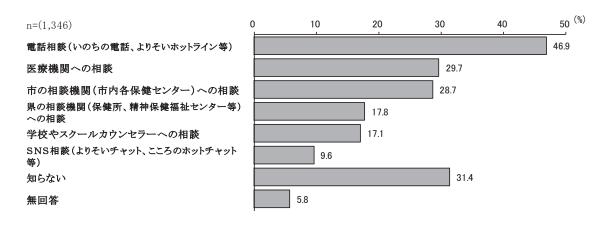
知らない

無回答



○こころの悩みの相談機関と相談方法の認知度については、「電話相談(いのちの電話、よりそいホットライン等)」が46.9%と最も多く、以下「医療機関への相談」(29.7%)、「市の相談機関(市内各保健センター)への相談」(28.7%)、「県の相談機関(保健所、精神保健福祉センター等)への相談」(17.8%)、「学校やスクールカウンセラーへの相談」(17.1%)となっています。なお、「知らない」は31.4%となっています。

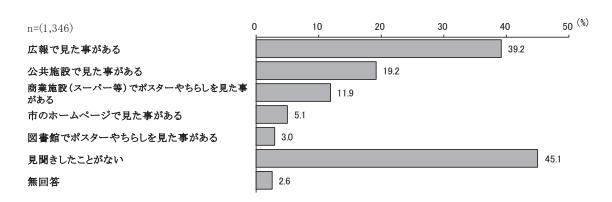
成人(青年期· 壮年期·高齢期)



(7) 自殺予防週間・自殺対策強化月間の広報活動について

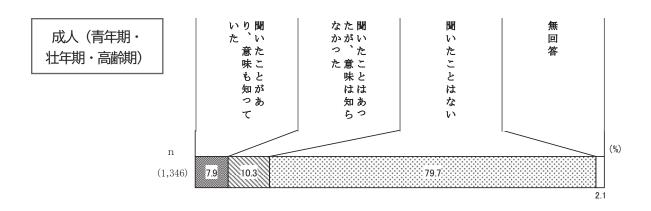
○自殺予防週間・自殺対策強化月間の広報活動については、「広報で見た事がある」が 39.2% と最も多く、以下「公共施設で見た事がある」(19.2%)、「商業施設(スーパー等)でポスターやちらしを見た事がある」(11.9%)となっています。なお、「見聞きしたことがない」は 45.1%となっています。

成人(青年期・ 壮年期・高齢期)



(8) ゲートキーパーの認知

○ゲートキーパーの認知度については、「聞いたことはない」が 79.7%と最も多く、以下「聞いたことはあったが、意味は知らなかった」(10.3%)、「聞いたことがあり、意味も知っていた」(7.9%)となっています。



第4節 自殺対策における現状と課題

Ⅰ 属性別に見た傾向と課題

(1)60歳以上の同居高齢者、40~59歳男性の有職・無職者の自殺者数が多い

傾向

本市の自殺者数が最も多い区分は、「男性 60 歳以上無職同居」・「男性 40~59 歳有職同居」・「女性 60 歳以上無職同居」(自殺死亡率が高い順)であり、「男性 40~59 歳無職同居」、「男性 20~39 歳無職同居」は自殺者数はやや少ないが、自殺死亡率は高くなっています。

課 題

- ・高齢者対策を重点施策として取り組んでいくとともに、中高年男性・若年層への自殺予防 対策を行っていく必要があります。
- ・多くに同居家族いる状況であるため、家族が相談しやすい環境づくりが必要です。

(2)経済・生活、健康、家庭、仕事・人間関係の問題が原因の人が多い

傾向

自殺の背景にある危機経路を見ると、男性は、失業・退職から「経済・生活」問題が起き、「家庭」や「健康」問題が重なっていくことでうつ状態となる経路が多い状況です。男性有職者では、配置転換による過労があり、「仕事・人間関係」の問題が背景に見えます。女性では、60歳以上の方で「健康」問題からうつ状態につながっていく背景があります。

課題

・自殺の実態に即し、生活困窮者自立支援制度との連携、介護等の家庭問題への支援、職場のメンタルヘルスの推進など産業団体等との連携等、様々な機関が連携を図り、社会全体の自殺リスクを低下させる取り組みが必要です。

(3)無職・男性の自殺死亡率が高い

傾向

全国と比べ、20~59歳の現役世代での無職・男性の自殺死亡率が高い。安定した仕事がなく、生活等の不安定さが起きている可能性が考えられます。相談しづらい、相談する場所がわからない等の要因があることも考えられます。

課題

・生活困窮者自立支援制度、ひきこもり支援等との連携、地域における相談窓口情報等の発 信や、市民一人ひとりの気づきと見守りを促す環境づくりが必要です。

2 アンケートから見た傾向と課題

(1) 生きることの促進要因への支援

アンケート 「気分の落ち込み・精神的な疲れを感じる頻度」 「相談することへのためらい」

傾向

「生きづらさ」を感じ、何らかの困りごとや不安を抱えていて、安心した気持ちで日常生活を送れていない方がいると考えられます。生きづらさから生じるストレス、その先にある 心の病や自殺は、誰にでも起こり得ることです。

援助希求を妨げる因子として、「自分で解決できるかもしれない」「相談したら逆に責められるのでは」という気持ちがあります。相談をためらい、悩みを相談せず自分一人で解決しようと抱え込んでしまう場合も少なくありません。

中高生の思春期においては、精神発達が未分化なこともあり、不安と抑うつが密接に関連 します。そして、心の不調に自分で気づくことは難しい場合が少なくありません。

援助希求(えんじょききゅう)は、困難を抱えたときに他人に相談し援助を 求めることを言います。

援助希求は自殺に対する防御因子(予防因子)として重要なものです。

課題

・援助希求しやすい環境づくり

その環境づくりは、専門家だけではなく、あらゆる立場・役割の人ができることから取り組むことが大切です。普及・啓発事業等で、援助希求を肯定的に捉えるメッセージを発信しつづけることが重要となります。

・相談機会の啓発・周知

自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進 要因」を増やす取り組みを行うことです。

「生きることの促進要因」となる様々な相談機会の情報を発信していくことが重要です。

・関連施策との連携

精神保健的な視点だけではなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。相談を受ける様々な窓口・機関において、生活困窮や自殺リスク増加の端緒となる事象を把握した場合に、連携して支援を行う必要があります。

そのためには、まず庁内の様々な分野の施策が、生きる支援につながっており、自殺対 策の一翼を担っているという意識を共有していくことが重要です。

(2) 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す環境づくり

アンケート 「困難に直面したとき、乗り越えるために必要なこと」 「悩みやつらい気持ちを受け止め、耳を傾けてくれる人」

傾向

自分では解決が難しい困難は、人の助けが必要な問題に直面しているということです。このような場面で周囲にSOSを出すことができない場合、人の行動の選択肢は狭まってしまいます。アンケートからは、困難を乗り越えるためには、「こころの支えとなる人間関係」、「相談に乗ってくれる人」が必要であり、その人は、「家族(親族)」「友人」であることが見えてきました。しかし、困難を乗り越えるために必要な人がいないと答えた人は、大人も子どもにも少なからずいます。

「ありのままの自分」を他者に受け入れてもらえる(基本的信頼関係)という経験は、困難に直面したときに助けを求める、本来持っている力を引き出す源になります。

課題

・子ども・若者の自殺対策の推進

児童生徒が、困難やストレスへの対処方法を身に付けるための教育の推進、不安や悩み を打ち明けられるような環境を整えていくことが重要です。

また、貧困等の家庭環境から起こる様々な問題が自殺のリスク要因となりかねないため、 生活困窮や児童虐待支援との連携や、若者をはじめとする市民の孤立を防ぐための居場所 づくりが重要です。

・孤独・孤立を防ぐ

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成を推進していく必要があります。庁内各部署・関係機関、地域住民へ、ゲートキーパーとしての意識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことが自殺対策につながります。また、孤独・孤立を防ぐために、若者をはじめとする市民の孤立を防ぐための居場所づくりを推進していくことが重要です。

(3) 市民への啓発と周知

アンケート 「相談機関・相談方法の認知度」 「自殺予防週間・自殺対策強化月間、ゲートキーパー認知度」

傾向

相談機関・相談方法を知らない人が 31.4%、知っている人の中でも電話相談は 46.9%、 医療機関・市相談機関・学校などの相談機関は 17~29%であったが、 SN S相談は 9.6% と認知度が低い状況でした。

自殺予防週間・自殺対策強化月間については、見聞きしたことない人が 45.1%、ゲート キーパーを聞いたことない人が 79.7%と認知度はまだまだ低い状況でした。

課題

・相談窓口の周知と充実

自殺に追い込まれる危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、危機に陥った場合には 誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、 相談窓口の普及啓発を積極的に行うとともに、相談体制の充実を図っていく必要がありま す。

・メンタルヘルスリテラシー の向上

自殺の多くは、最終的にうつ病等の精神的な変調をきたした状態で行われます。

地域の中では、心に不調や病気が存在することを知らない、あるいはどんな症状がありどう対処したらいいかわからない現状があると考えられます。心の不調を理解し、できるだけ早期にキャッチして対処する、地域のメンタルヘルスリテラシーの向上が重要です。こころの健康づくり施策と連携し取り組みを推進します。

3 次期計画に向けての課題

- ・自殺対策に関する正しい知識を庁内各部署・関係機関が共有すること。
- ・庁内各部署・関係機関が、それぞれの立場で自殺対策を推進するとともに、効果的な連携 体制を構築すること。
- → 自殺対策に関する地域のセーフティネット("気づき"と"つながり")を構築していく ことが重要です。

専門家でなくてもできることを知り、各部署で実施されている事業に自殺対策の視点を加えることが、地域住民への「生きる支援」になります。自殺を防ぐ「生きることの促進要因」が増強されることで、セーフティネットがよりきめ細やかになっていくことが自殺対策の推進につながります。

次期計画に向けて、庁内各部署・関係機関との情報収集や意見交換を行いながら、連携体制の構築を検討していく必要があります。

[「]メンタルヘルスリテラシー…自分にあった心の健康情報を探し、わかって(理解し、評価した上で)、使える力のこと。

第3章 前計画の振返り

第3章 前計画の振返り

第1節 前計画における取り組みの成果と課題

前期計画の評価については、平成 28 年 (2016 年) 実績値と令和 3 年 (2021 年) 実績値を基に達成率を算出し、A~Eの5段階で評価しました。

達成率= (令和3年現状值-平成28年実績值)÷(令和9年目標值-平成28年実績值)×100

※令和9年目標値が「増加」「減少」等としている場合については、平成28年実績値から10%増減とした値を令和9年目標値に設定し、増減とした値が100%や0.0%を超える場合、100%、0.0%に設定しました。

評価	判定基準	達成率
А	目標達成	100%以上
В	5割以上達成	50~100%未満
С	5割未満達成	I ~49%
D	マイナス傾向	0%以下
Е	評価困難(平成 28 年(2016 年)実績値と令和 3 年(2021 年) 実績値の算出方法が異なる場合等)	_

前期計画の評価結果は、6項目のうち4項目が『Dマイナス傾向』となっており、目標を達成したのは I 項目です。

【評価結果】

分野	項目	А	В	С	D	Е
こころの健康	6	1	0	_	4	0
ここうの検尿	0	17.0%	0.0%	17.0%	67.0%	0.0%

評価指標	ライフステージ	平成28年 (2016年)実績値	令和3年 (2021年)現状値	H28→ R3変化	令和9年 (2027年)目標値	評価	出典
自殺率(10万人対)	全年齢	15.7	(R2)16.8	\	(R8) I 4.4	D	人口動態統計
ゲートキーパー養成講座の 受講者数	青年期・壮年期・高齢期	143人	166人	1	400人	С	市調べ(健康増進課)
ストレスを感じた人の割合(「とても強く感じる」)					
中学生	中学生	13.8%	14.2%	\	11.0%	D	
高校生	高校生	13.0%	13.0%	\rightarrow	10.0%	D	市健康と生活習慣調査
青年期・壮年期	青年期・壮年期	19.0%	20.2%	\	15.0%	D	
ストレスを感じている人の 中で、ストレスに対する対 処法を持っていない人の割 合(青年期以上)	青年期・壮年期・高齢期	5.0%	3.0%	1	3.5%	А	市健康と生活習慣調査

前計画の施策を、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」と、「地域自殺実態プロファイル」により示された「重点施策」に整理しました。

l 基本施策

計画における項目	令和3年度までの実施内容	令和3年度までの実施状況	担当課
基本施策 地域における	ネットワークの強化		
関係機関と連携し、精神的なサポートを行います。	生活困窮者に対する自立相談支援事業	自立相談支援事業を核とした各種事業を 活用し、自立へ向けた支援を行った。	福祉課
基本施策2 自殺対策を支	える人材の育成		
周囲の人のこころの異常に気づ くことのできるゲートキーパー を養成します。		養成講座受講者 166人	健康増進課
基本施策3 住民への啓発	と周知		
こころの相談や困りごとや各種 生活相談窓口について情報を提 供します。	①相談窓口・こころの健康に関する リーフレット等の配布、ポスター 掲示②市ウェブサイト・広報誌での普及	①市内企業、乳幼児健診保護者、人間 ドック結果通知者等へリーフレット 等を配付 ②こころの健康に関する情報提供	健康増進課
こころの健康を維持するための 普及啓発を行います。	こころの健康づくり講座	年1回以上実施	健康増進課
企業等に働きかけ、職場におけるメンタルヘルス対策の推進を 進めます。	相談窓口・こころの健康に関するリーフ レット等の配布、ポスター掲示	市内企業にリーフレット等を配付	健康増進課
基本施策4 生きることの	促進要因への支援		
出産・子育てに関する地域の情	引きこもり傾向にある児童への支援	訪問適応指導を実施し、学校復帰への意 欲を高める支援	学校教育課
報を提供するとともに、子育でに関する相談に応じ、必要に応じて関係機関につなげます。	出産・子育てに関する地域情報の提供	①子育て支援アプリ ②子育て世代包括支援センター ③子育てハンドブック作成 ④子育て相談の実施 ⑤地域子育て支援センター ⑥家庭児童相談室	健康増進課 子育て支援課
養育支援が必要な家庭について は、関係機関と連携し、継続的 な支援へとつなげます。	継続的な養育支援	①乳幼児訪問指導 ②養育支援訪問	健康増進課 子育て支援課

計画における項目	令和3年度までの実施内容	令和3年度までの実施状況	担当課
高齢者の生きがいづくりに向け て、地域で自主的に運営する 「通いの場」を支援します。	団体への運営支援	[支援回数] 新規団体:5団体(I7回) 継続団体:5団体(I5回) 合計32回 (令和3年度)	高齢福祉課
高齢者の介護予防の推進に向けて、「通いの場」の重要性を普及していきます。	介護予防サポーター養成講座	年1回実施	高齢福祉課
専門家による健康相談を実施 し、関係機関へつなぎます。	こころの健康相談	臨床心理士・保健師による個別相談	健康増進課
高齢者やその家族に対する相談 を実施します。	包括支援センターを対象とした研修会	新型コロナウイルスの影響で開催が難し い時期には個別相談で対応している。	高齢福祉課
困りごとや各種生活相談窓口に ついて情報提供をします。	消費生活センター	なりすまし詐欺、多重債務への相談	生活環境課
東京電力福島第一原発等の事故 によるストレスを抱えている人 のこころのケアに向けた情報を 提供します。	放射線学習会	市放射線アドバイザーによる学習会	健康増進課
関係機関と連携し、精神的なサポートを行います。	自殺企図のある方への相談	個別対応で実施 継続的な支援のためのネットワーク作り はできていない。	健康増進課
自死遺族に対するこころのケア に取り組みます。	自死遺族への相談	個別対応で実施 継続的な支援のためのネットワーク作り はできていない。	健康増進課
基本施策5 児童生徒のSC	Sの出し方に関する教育		
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を継続し、カウンセリング体制の充実を図ります。	スクールカウンセラー、スクールソー シャルワーカーの配置	早期発見・対応し、早期支援できる体制が整いつつある。	学校教育課
児童生徒の思いやりの気持ちを 育むため、命の大切さや悩みを 分かち合う大切さを指導しま す。	生命の尊さ、親切・思いやりなどの道徳 的価値の学習	市教育委員会による道徳科研修会の開催	学校教育課
児童生徒の悩みを受け止めるため、教育相談員を配置し、教育相談員を配置し、教育相談を実施するとともに、関係者の研修を行います。	教育相談員の相談スキル向上	①各学校における教育相談員が要となる体制構築②定期的な教育相談	学校教育課

2 重点施策

計画における項目	令和3年度までの実施内容	令和3年度までの実施状況	担当課	
重点施策 高齢者対策				
こころの相談や困りごとや各種 生活相談窓口について情報を提 供します。	①相談窓口・こころの健康に関する リーフレット等の配布、ポスター 掲示②市ウェブサイト・広報誌での普及	来庁者や人間ドック結果通知者等へこころの健康に関するリーフレット等を配付している。	健康増進課	
高齢者やその家族に対する相談 を実施します。	包括支援センターを対象とした研修会	新型コロナウイルスの影響で開催が難し い時期には個別相談で対応している。	高齢福祉課	
高齢者の生きがいづくりに向けて、地域で自主的に運営する 「通いの場」を支援します。	団体への運営支援	[支援回数] 新規団体:5団体(17回) 継続団体:5団体(15回) 合計32回 (令和3年度)	高齢福祉課	
高齢者の介護予防の推進に向けて、「通いの場」の重要性を普及していきます。	①高齢者に対する相談 ②包括支援センターを対象とした研修会	精神疾患患者等の障がい者の対応が増加 している。保健福祉事務所との連携によ り、指導を受けながら対応している。	高齢福祉課	
重点施策 2 生活困窮者対	· 策			
関係機関と連携し、精神的なサ ポートを行います。	生活困窮者に対する自立相談支援事業	自立相談支援事業を核とした各種事業を 活用し、自立へ向けた支援を行った。	福祉課	
周囲の人のこころの異常に気づ くことのできるゲートキーパー を養成します。		養成講座受講者 166人	健康増進課	
重点施策3 勤務・経営対				
企業等に働きかけ、職場におけるメンタルヘルス対策の推進を 進めます。	相談窓口・こころの健康に関するリーフ レット等の配布、ポスター掲示	市内企業にリーフレット等を配付	健康増進課	

第4章 生きる支援施策

第4章 生きる支援施策

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」と、地域の自殺の実態を詳細に分析した「地域自殺実態プロファイル」により示された「重点施策」を組み合わせ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していきます。

また、庁内の多様な既存事業を「生きることを支える取り組み」と位置づけ、より包括的・ 全庁的に自殺対策を推進していきます。

令和4年(2022年)10月に新たな自殺総合対策大綱が閣議決定され、「子ども・若者の自殺対策」の更なる推進・強化と、重点施策への「女性に対する支援の強化」が示されました。本市においても重点施策として、「子ども・若者への支援」・「女性への支援」を加え、取り組みを推進していきます。

第 | 節 基本施策

I 地域におけるネットワークの強化

改正自殺対策基本法において、「自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない」とされ、社会問題の解決といった観点を持ちながら総合的に取り組む必要があります。このような取り組みを実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

(1) 地域における連携・ネットワークの強化

連携にあたっては、孤立しやすく自殺対策と関連の深い連携分野と考えられる生活困窮者自立支援、生活保護、いじめ・不登校、認知症、介護、消費生活、就労支援、ひとり親家庭、妊娠・子育て、家庭内暴力、虐待、障がい者福祉、性的マイノリティへの支援等、すでに様々な対策が行われている分野とのネットワークづくりが重要です。

事業	担当課	目標		
取り組み内容	担当味	確認頻度	確認方法	
◆健康づくり推進協議会		精神保健・自殺対策との連動性を高めていく健康づくり推進協議会の開催 回		
「第二次二本松市健康増進計画」の進行管理(食育推進計画・自殺対策計画を含む)、健康づくり推進協議会の運営(庁内会議・外部会議)により、市民の健康づくりを推進します。	健康増進課	年丨回	事業実施実績	

事業	担当課	目標		
取り組み内容	担当味	確認頻度	確認方法	
◆地域保健・産業保健連携推進連絡会議		労働者向けの生きることの包括的支 援(自殺対策)の拡充を図る。		
各中小企業に対して、ポスターやリーフレットによる情報 提供を行うとともに、保健師や栄養士等による健康相談や 健康講話を実施します。	健康増進課	年丨回	事業実施実績	
◆高齢者虐待防止ネットワーク連絡会議			や抱え込みがちな ご自殺との関係性等	
医師会、民生委員等の関係機関の代表者により高齢者虐待防止ネットワーク連絡会議を開催し、高齢者の虐待防止や早期発見に努め、適切な支援を行うために共通理解を深めるとともに、関係機関の連携体制の強化を図ります。	高齢福祉課	年丨回	事業実施実績	
◆地域自立支援協議会の開催		医療・保健・福祉・教育及び就労等に 関係する機関とのネットワーク構築		
障がいのある人が地域で自立した生活ができるよう、地域 における相談支援体制を充実します。また、医療、保健、 福祉、教育、就労等に関係する機関との連携を構築します。	福祉課	年丨回	事業実施実績	
◆要保護児童対策事業	フカフナゼ油	子どもの自殺防止、将来的な自殺リス クを抑える		
要保護児童対策地域協議会を通して、虐待対応や研修会を 実施し、要保護児童対策(虐待防止)の向上を図ります。	· 子育て支援課	年丨回	事業実施実績	
◆いじめ防止対策事業		早期の問題認識、捌成により自殺リス:	受助希求的態度の育 クの軽減を図る。	
フォーラムの開催や各校のいじめ防止基本方針の点検と 見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、即時対 応、継続的な再発予防を図ります。 また、いじめ問題が発生した場合、速やかに市いじめ問題 対策委員会を開催し、状況の共有、実態調査等を行います。	学校教育課	年丨回	事業実施実績	
◆青少年対策事務		青少年層の抱える 等に関する情報をき	問題や自殺の危機 共有	
青少年問題協議会を開催し、青少年層の抱える問題や自殺 の危機等に関する情報を共有し、自殺対策関連事業に関わ る職員との連携を構築します。	生涯学習課	年丨回	事業実施実績	

2 自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。一般市民をはじめ、地域の保健、福祉、教育、民間団体等の相談支援を行う関係機関の自殺対策への参画と、それぞれの役割に応じた人材育成を進める必要があります。

(1)様々な職種を対象とする研修の実施

関係機関職員を対象に、身近な人の自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聴き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る、「ゲートキーパー(命の門番)」を養成します。

事業	担当課	目標	
取り組み内容	担当酥	確認頻度	確認方法
◆ゲートキーパー養成講座	健康増進課	ゲートキーパー養成講座開催回数 年 回以上	
関係機関職員(庁内職員、民生委員等)等を対象に養成講 座を開催します。		年丨回	事業実施実績 (開催回数)

(2) 市民を対象とする研修の実施

うつ病等の精神疾患について学ぶ機会を提供し、地域のメンタルヘルスリテラシーの向上を 図ります。また、一般市民や地域の各種団体等を対象に、「ゲートキーパー (命の門番)」を養 成します。

事業	担当課	目標		
取り組み内容	担当味	確認頻度	確認方法	
◆ゲートキーパー養成講座	· 健康増進課	ゲートキーパー養成講座開催回数 年 回以上		
一般市民、地域の団体等を対象に養成講座を開催します。		年1回	事業実施実績 (開催回数)	
◆こころの健康づくり講座		こころの健康づくり講座開催回数 年 回以上		
こころの健康づくり講座を開催し、うつ病等の精神疾患に ついて学ぶ機会を提供し、地域のメンタルヘルスリテラシ ーの向上を図ります。	健康増進課	年丨回	事業実施実績 (開催回数)	

(3) 関係者間の連絡調整を担う人材の育成

関係機関が連携するためには、「つなぎ役」となるコーディネーターの存在が重要となります。多岐にわたる問題を抱えている人に対し、迅速かつ確実に庁内外の関係機関や専門機関につなぎながら、継続的な支援を行うため、連携体制を強化します。

事業	担当課 -	目標	
取り組み内容		確認頻度	確認方法
◆地域ケア会議		医療・保健・福祉・関係する機関との	
地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報 等を把握し、地域ケア会議等で情報共有し、高齢者向け施 策を展開する関係者間での連携強化や地域資源の連動に つなげます。	高齢福祉課	年丨回	事業実施実績

(4) 寄り添いながら伴走支援を担う人材の育成

自殺を防ぐためには、精神保健的な観点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。また、自殺リスクを抱えている人に寄り添いながら、地域における関係機関や専門家と連携して課題解決を行い、相談者の自殺リスクが低下するまで、伴走型支援を推進することが望まれます。

事業	担当課	目標	
取り組み内容		確認頻度	確認方法
◆生活困窮者自立支援制度(自立相談支援事業)		生活困窮者自立支援制度と自殺対 との連動	
生活困窮者の不安を軽減し、適切な支援が受けられるよう、相談体制を充実します。また、自殺対策関連事業に関わる職員との合同研修会等を実施し、両事業の連動性を高めます。	福祉課	年丨回	事業実施実績

3 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適切であるということが、社会全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。

(1) 広報等による情報発信

自殺予防週間、自殺対策強化月間に限らず、年間を通して相談窓口や自殺予防、こころの健 康づくり等についての普及啓発を行います。

事業	· 担当課	目	標
取り組み内容		確認頻度	確認方法
◆普及啓発事業 相談機関の周知		献血協力事業所、乳機関一覧を配布 年 300 部以上	L幼児健診等で相談
市の相談機関一覧を作成します。職場のメンタルヘルス対策の推進のため、市内の献血協力事業所へ献血の機会に相談機関一覧等を配布します。 20~40代の方へ、乳幼児健診・健康相談等の機会に相談機関一覧等を配布します。	健康増進課	年丨回	事業実施実績
◆普及啓発事業自殺予防週間・自殺対策強化月間の周知	健康増進課	毎年9月の自殺予防週間・3月の自殺 対策強化月間での普及啓発活動の実 施 年2回以上	
自殺予防週間(9月)、自殺対策強化月間(3月)において、国・県の事業と連動し、普及啓発事業を行います。市内公共施設、保健福祉関係機関を通してポスター掲示や相談機関一覧等の配布を行います。	贬 原'归 正 研	年丨回	事業実施実績 (実施回数)
◆普及啓発事業 こころと体の健康づくり普及啓発		人間ドック結果通知の健康と自殺予防の	
こころの健康に関するパンフレットを、人間ドックの結果 通知等に併せて送付し、体の健康と一緒にこころの健康へ の関心を高めます。	健康増進課	年丨回	事業実施実績

(2) 市民向け講演会やイベント等の開催

市民のメンタルヘルスリテラシーを向上し、こころの病気についての理解を促進します。また、市民イベントや地域での健康教育等において、自殺予防に限らず誰かに助けを求めることが適切であることの周知啓発を行い、援助希求がしやすい地域づくりにつなげます。

事業	担当課	目	標	
取り組み内容	担当酥	確認頻度	確認方法	
◆地域保健活動事業	健康増進課	市内イベント等での 周知 年 回以上	の自殺予防の啓発・	
連絡会やネットワーク、研修会、市内のイベント等を通じて、保健予防に関する広報を行います。		年1回	事業実施実績 (実施回数)	
◆こころの健康づくり講座	健康増進課	こころの健康づくり講座開催E 年 回以上		り講座開催回数
こころの健康づくり講座を開催し、うつ病等の精神疾患について学ぶ機会を提供し、地域のメンタルヘルスリテラシーの向上を図ります。		年丨回	事業実施実績 (開催回数)	
◆生活習慣病予防(健康教育)	健康増進課	健康教室を開催 年 回以上		
健康診断結果等を踏まえて健康相談を実施し、生活習慣病 の重症化予防へつなげるとともに、心身の健康づくりに関 するアドバイスや助言を行います。		年丨回	事業実施実績 (実施回数)	

(3)メディアを活用した啓発

広報やホームページ、SNSなどのメディアを活用した啓発活動を進めます。

事業	担当課	目標	
取り組み内容		確認頻度	確認方法
◆普及啓発事業			広報へ自殺予防週 引間についての内容
市ホームページ内の「こころの健康」について、市の自殺対策、相談窓口一覧、ゲートキーパー等についての情報を定期的に更新し、適切な相談につながるようにします。 9月・3月には、市ホームページ・広報へ自殺予防週間・自殺対策強化月間についての内容を掲載します。	健康増進課	年丨回	事業実施実績 (掲載回数)

4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行うこととされています。生きることの促進要因への支援という観点から、居場所づくりへの支援を推進していきます。

(1) 居場所づくり

孤立リスクを抱えるおそれのある人を対象とした孤立を防ぐための居場所づくりや生きが いづくりの活動を支援します。

事業	+□ \/\ -=	目	標
取り組み内容	担当課	確認頻度	確認方法
◆コミュニティづくりの推進	生活環境課	地域の支え合いにより生きることの 促進要因を増やす。 年 回 事業実施実績	
町内会の運営に係る補助金を支給します。		1	事業実施実績 の促進、地域のつな
◆老人クラブ活動等社会活動促進事業	高齢福祉課		ことの促進要因を
老人クラブ活動の活性化を図るための助成を行い、高齢者 自らの健康増進や教養の向上、社会参加の促進を図りま す。	同断细化林	年丨回	事業実施実績
◆高齢者の生きがいづくりに向けて、地域で自主的に運営する「通いの場」を支援します。	高齢福祉課		づくり、介護予防に 促進要因を増やす。
高齢者の集える場所である「通いの場」において、介護予 防を推進します。		年丨回	事業実施実績
◆介護予防教室		高齢者の交流を図り生きることの促進要因を増やす。	
高齢者の集える場所である「通いの場」、「いきいきサロン・いってみっ会」、「高齢者団体」等に栄養士・歯科衛生士・運動指導士等の専門職を派遣し、介護予防についての普及啓発を行います。	高齢福祉課	年丨回	事業実施実績
◆高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	国保年金課	高齢者の相談、交流を図り生きるこ の促進要因を増やす。	
フレイルのリスクが高い高齢者へのアウトリーチ ² による 支援をはじめ、地域の通いの場における健康教育を実施し ます。	高齢福祉課 健康増進課	年丨回	事業実施実績
◆介護教室	 健康増進課	介護者同士の交流 の促進要因を増や [*]	を図り生きること す。
介護者の悩み解消やリフレッシュ、情報交換等の場として 介護教室を実施し、介護者の負担軽減に取り組みます。)	年丨回	事業実施実績
◆こころの健康相談		悩みを抱える方のを 年6回	相談会を開催
悩みや困難を抱えた方やその家族が身近な地域で相談支援が受けられるようにするため、精神疾患の早期治療の促進や社会適応の援助をすることを目的に実施します。	健康増進課	年丨回	事業実施実績 (開催回数)

² アウトリーチ…支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて 情報・支援を届けるプロセスのこと。

事業	10 V/ 20	目標	
取り組み内容	担当課	確認頻度	確認方法
◆お話し会		ピアミーティンク	での会を開催
		年 I ~ 3 回	1
うつ病や精神疾患、依存症などの当事者とその家族の不安	健康増進課		
解消や孤立を防ぐために、交流する機会を提供し、お互い の体験を分かち合い、リカバリーの過程にいる方からリカ		年一回	事業実施実績
バリーの輪が広がる効果(ピアサポート)へつなげる取り		+ <u>U</u>	(開催回数)
組みを行います。			
◆精神保健福祉相談	/ h -t- 134 3/6 3/8	精神的な困難を抱 相談件数の増加	 見える方の相談
悩みや困難を抱えた方やその家族の相談を行います。ま	健康増進課		韦米中北中 (李
た、必要な相談支援を受けることができるよう関係機関と	福祉課	年丨回	事業実施実績
連携を図りながら調整を行います。			(相談件数)
◆生活困窮者自立支援制度(住居確保給付金)	福祉課	住居の悩みの相談 居場所づくりへつ	淡を行い安心できる)なげる。
離職などにより経済的に困窮し住居を喪失するおそれが ある人を対象に住居確保給付金を支給します。		年丨回	事業実施実績
		参加者同十の交流	<u> </u> スから、居場所づくり
◆生涯学習プログラムの充実		や生きがいづくり	
家庭教育学級・女性学級・高齢者学級事業、市民講座、市 民大学セミナー等を開催し、まちづくりに主体的に参加す る人材を育成します。	生涯学習課	年丨回	事業実施実績
◆図書館の管理		 市民が利用しやす	<u>ー</u> い居場所づくり
自殺対策強化月間や自殺予防週間に図書館にて自殺対策 関連の展示やリーフレットを配布し、自殺対策の啓発を行います。また、子どもたちの居場所づくりとしての活用を 周知します。	生涯学習課	年丨回	事業実施実績
◆青少年体験事業		世代間交流を図り	り生きることの促進
世代間交流や様々な体験事業を通じて、子どもたちの心の	生涯学習課		市光中华中华
教育に取り組みます。		年一回	事業実施実績
◆放課後子ども教室推進事業		子どもが安心し ⁻ くり	て過ごせる居場所づ
安全、安心な子どもの居場所を設け、学習習慣の定着を図	生涯学習課		
るとともに、地域住民との様々な体験活動を通して心豊か		年丨回	事業実施実績
でたくましい子どもを育む環境づくりを推進します。			
◆学童保育事業		児童が安心して注 り	過ごせる居場所づく
就労等により昼間保護者のいない家庭の小学児童に対し、	子育て支援課		
放課後の適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成と事		年丨回	事業実施実績
故防止を図ります。			
◆公営住宅事務	建築住宅課	住居の悩みの相談 居場所づくりへつ	淡を行い安心できる)なげる。
公営住宅の居住者や入居申込者の入居手続き等の際に生 活支援が必要な人を把握し、関係機関へとつなげます。	. 4212 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	年丨回	事業実施実績
◆公園・児童遊園等の管理及び設置に関する事務	都市計画課	市民の居場所とな	なる集える場を整備
子どもたちの放課後の遊び場等を安心・安全に利用できる よう、公園等の管理、整備を推進します。	김대대리國武	年1回	事業実施実績

5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

子どもが現在起きている危機的状況、または今後起こり得る危機的状況に対応するために援助希求行動ができるようにし、身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすることを目標にしています。

(1) SOSの出し方に関する教育の実施

児童・生徒へのSOSの出し方に関する教育を行いながら、悩みや困難を抱える児童・生徒 が助けを求めることができるように、教育支援センター等において相談支援を行っていきます。

事業	担当課	目	標
取り組み内容		確認頻度	確認方法
◆SOSの出し方教育	学校教育課	児童生徒が援助希求しやすい環境を つくる。	
児童・生徒の思いやりの気持ちを育むため、命の大切さや 悩みを分かち合う大切さを指導します。	子仅仅有环	年丨回	事業実施実績
◆教育相談員による教育相談	学校教育課	教育相談を通して 求しやすい環境を	児童生徒が援助希 つくる。
児童・生徒の悩みを受け止めるため、教育相談員を配置し、 教育相談を実施するとともに、関係者の研修を行います。	子仪教育踩	年丨回	事業実施実績
◆スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの 配置	ラー・スクールソーシャルワーカーの 悩みや不安を抱える リスクの早期発見・1		
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを 配置し、児童・生徒や保護者にカウンセリングマインドを 駆使した効果的なカウンセリングを実施します。	学校教育課	年1回	事業実施実績
◆教育支援センター	学校教育課	不登校等の児童生 対応し自殺リスク	徒の不安や悩みに を軽減する。
不登校の児童・生徒への学習支援や保護者への相談支援を 行います。また、各学校に対して教育支援センターの役割 等を周知することにより、教育等に関する不安や悩みを抱 える保護者への利用促進を行います。		年丨回	事業実施実績

(2) SOSの出し方に関する教育を推進するための連携強化

児童・生徒の悩みを聞き必要な支援へつなげるよう、教職員への研修を行います。

事業	担当課	目標	
取り組み内容		確認頻度	確認方法
◆生活指導・健全育成(教職員向け研修等)	学校教育課 -	児童生徒のSOS(相談支援機関につ ² 強化	
児童・生徒の問題行動を未然に防ぐとともに、児童・生徒の悩みを聞き必要な支援へつなげるよう、教職員への研修 を行います。		年丨回	事業実施実績

第2節 重点施策

l 高齢者対策

福島県では、特に 80 歳以上の自殺死亡率が全国に比べて高い状況です。本市においても、男女とも「60 歳以上無職同居」の自殺率が多い傾向が見られていました。

高齢者は、加齢に伴う体力の低下や疾病等の身体的要因、活動意欲の低下等の心理的要因、 人との関わり等の社会・環境要因により、閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独 に陥りやすいという特有の課題を抱えています。自殺予防、介護予防の観点からも閉じこもり やうつ状態になることを予防することが必要です。

(1)包括的な支援のための連携推進

健康、医療、介護、生活などに関する様々な関係機関や団体等の連携を推進し、包括的な支援体制を整備します。

事業	担当課	目	標
取り組み内容		確認頻度	確認方法
◆地域包括支援センターの運営	高齢福祉課	自殺対策の視点を 携体制や社会基盤(加え、多職種での連 の整備を図る。
地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報 等を把握し、地域ケア会議等で情報共有し、高齢者向け施 策を展開する関係者間での連携強化や地域資源の連動に つなげます。		年丨回	事業実施実績
◆高齢者虐待防止ネットワーク連絡会議		高齢者の自殺実態や抱え込みがっ 課題、虐待や介護と自殺との関係! につき情報共有	
医師会、民生委員・児童委員等の関係機関の代表者により 高齢者虐待防止ネットワーク連絡会議を開催し、高齢者の 虐待防止や早期発見に努め、適切な支援を行うために共通 理解を深めるとともに、関係機関の連携体制の強化を図り ます。	高齢福祉課	年丨回	事業実施実績

(2)地域における要介護者の支援

介護職員のみならず、地域でボランティア活動を行う市民等との連携を推進し、包括的な支援体制を整備します。

事業	担当課	目	標
取り組み内容		確認頻度	確認方法
◆地域リハビリテーション活動支援事業			ッフが高齢者の抱察知し、適切な機関
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士といったリハビリテーションに関する専門職が、高齢者の能力を評価し改善の可能性を助言するなど、他機関と連携しながら介護予防の取り組みを総合的に支援します。 I 市民の通いの場、高齢者クラブ等を対象に、集団及び個別指導の実施 2 実務者会議へ参加し、ケアマネジメント支援の実施 3 支援に関わるケアマネジャー等への研修	高齢福祉課	年丨回	事業実施実績
◆介護予防サポーター養成講座	高齢福祉課	指導者が高齢者の に察知し、適切な材	抱える問題を早期 幾関へとつなぐ。
地域の身近な場所で介護予防につながる運動の実技、認知 症予防ゲーム等を地域住民の健康維持のために広めてい くための介護予防サポーターを養成すると同時に地域活 動への継続を促進します。		年丨回	事業実施実績

(3) 高齢者の健康不安に対する支援

うつ病を含め、高齢者の自殺の原因として最も多い健康問題について、関係機関が連携しながら相談体制を強化していきます。

事業	担当課	目	標
取り組み内容		確認頻度	確認方法
◆介護予防・日常生活支援総合事業	高齢福祉課	住み慣れた地域で、 とができる。	安心して過ごすこ
要支援者等に対して、介護予防・生活支援サービスを提供し、住み慣れた地域で自立した生活が続けられるよう支援します。		年丨回	事業実施実績
◆高齢者への総合相談事業	高齢福祉課	高齢者へのアウト 自殺リスクの軽減	
市内6か所の地域包括支援センターに総合相談窓口を設置しており、高齢者に関する継続的な相談対応を行います。		年丨回	事業実施実績

事業	担当課	目	標
取り組み内容		確認頻度	確認方法
◆家族介護教室	高齢福祉課	家族の悩みや困難 ことで心身の負担	に対して支援する を軽減する。
家族介護講習会を開催し、介護技術の習得による家族の介護負担の軽減を図るとともに、交流会を通じて介護者の心身のリフレッシュを図り、在宅介護を支援します。		年丨回	事業実施実績
◆生活習慣病予防 健康教育		健康教室を開催 年 回以上	
健康診断結果等を踏まえて健康相談を実施し、生活習慣病の重症化予防へつなげるとともに、心身の健康づくりに関するアドバイスや助言を行います。	健康増進課	年丨回	事業実施実績 (開催回数)
◆高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	国保年金課	高齢者の相談、交流 の促進要因を増や・	たを図り生きること す。
フレイルのリスクが高い高齢者へのアウトリーチによる 支援をはじめ、地域の通いの場における健康教育を実施し ます。	高齢福祉課 健康増進課	年丨回	事業実施実績

(4) 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

寿命の延伸、ライフスタイルの変化により、高齢世帯、高齢単独世帯が増加しており、高齢者の社会参加の促進が重要とされています。様々な関係機関と連携しながら、孤独や孤立の予防のみならず、高齢者の心身機能の変化を受け止めることができる体制を構築していきます。

事業	担当課	目標	
取り組み内容		確認頻度	確認方法
◆民生委員の相談	福祉課	孤独・孤立の予防、 者を早期に適切な相	,
地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上での地域の最初の窓口として、民生委員・児童委員による地域の相談・支援等を実施します。		年1回	事業実施実績
◆老人クラブ活動等社会活動促進事業	高齢福祉課	高齢者の社会参加の促進、地域のつながりにより生きることの促進要因を増やす。	
老人クラブ活動の活性化を図るための助成を行い、高齢者 自らの健康増進や教養の向上、社会参加の促進を図りま す。		年丨回	事業実施実績
◆高齢者の生きがいづくりに向けて、地域で自主的に運営する「通いの場」を支援します。 高齢者の集える場所である「通いの場」において、介護予防を推進します。	高齢福祉課	高齢者の生きがいっより生きることの仮年 回	

事業	担当課	目	標
取り組み内容	担目硃	確認頻度	確認方法
◆介護予防教室		高齢者の交流を図 進要因を増やす。	り生きることの促
高齢者の集える場所である「通いの場」、「いきいきサロン・いってみっ会」、「高齢者団体」等に栄養士・歯科衛生士・ 運動指導士等の専門職を派遣し、介護予防についての普及 啓発を行います。	高齢福祉課	年丨回	事業実施実績
◆家族介護教室		家族の悩みや困難 ことで心身の負担な	
家族介護講習会を開催し、介護技術の習得による家族の介護負担の軽減を図るとともに、交流会を通じて介護者の心身のリフレッシュを図り、在宅介護を支援します。	高齢福祉課	年丨回	事業実施実績
◆認知症カフェ		支援者相互の支える	いを推進する。
認知症当事者、認知症の家族がいる人や、認知症に関心のある人、介護従事者など、地域で認知症に関心を持つ市民が気軽に集まれる場を開設することにより、気分転換や情報交換のできる機会を提供します。	高齢福祉課	年丨回	事業実施実績
◆生きがい活動支援通所事業		孤独・孤立の予防、 者を早期に適切な木	
要介護状態にはいたらない高齢者を対象にデイサービス を実施し、閉じこもり、高齢者の孤独感の解消、健康の保 持及び生きがいづくりを促進し、高齢者の福祉の増進を図 ります。	高齢福祉課	年丨回	事業実施実績
◆介護相談	高齢福祉課	家族や当人が抱え 知し、支援につなり	
高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合 相談を行います。	一句图〉他心体	年1回	事業実施実績
◆配食サービス	古松石礼钿	高齢者の生活実態で 孤独死等の予防をB	
ひとり暮らし高齢者等を対象に、安否確認を兼ねて栄養バランスのとれた食事(昼食)を提供します。	高齢福祉課	年1回	事業実施実績
◆緊急通報装置貸与	高齢福祉課	緊急時の対応や相 自殺リスクの軽減な	
ひとり暮らし高齢者等へ緊急通報装置を貸与し、緊急時の 対応を行います。	1 同图71田711.6木	年1回	事業実施実績

2 生活困窮者対策

生活困窮者はその背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障がい、 発達障がい、精神疾患、被災避難、介護、多重債務、労働、介護等の多様かつ広範な問題を、 複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて関係性の貧困があり、社会的に排除され やすい傾向があります。生活困窮の状態にある者・生活困窮に至る可能性のある者が自殺に至 らないように、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的な対策を進めて いきます。

(1)相談支援、人材育成の推進

(2) 自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動

関係機関とのネットワークづくりと情報共有、自殺対策の窓口と生活困窮者自立相談支援窓口の連携により、生活困窮を持つ自殺ハイリスク者に対する相談支援と、そのために必要となる人材育成を行います。

事業	担当課	目	標	
取り組み内容	15日味	確認頻度	確認方法	
◆市民への相談事業	生活環境課		自殺リスクが高い 適切な相談へつな	
来館、電話による市民への相談事業に加えて、法律・税務 相談などの相談対応を行います。		年1回	事業実施実績	
◆消費生活相談業務		消費生活上の困難 い自殺リスクの軽	に対して相談を行 咸を図る。	
二本松市消費生活センターを設置し、有資格者である相談 員が消費者相談に対応し、問題解決のための情報提供を行います。	生活環境課	年丨回	事業実施実績	
◆普及啓発事業 相談機関の周知			D自殺予防週間・3 月の自殺 目間での普及啓発活動の実 -	
生活困窮者自立相談支援機関の相談窓口やメンタルヘル スに関する情報をポスター・チラシ等で周知します。		年1回	事業実施実績 (実施回数)	
◆こころの健康相談		こころの健康づく 年 回以上	り講座開催回数	
悩みや困難を抱えた方やその家族が身近な地域で相談支援が受けられるようにするため、精神疾患の早期治療の促進や社会適応の援助をすることを目的に実施します。	健康増進課	年丨回	事業実施実績 (開催回数)	
◆精神保健福祉相談	健康増進課 - 福祉課	精神的な困難を抱. 相談件数の増加	える方の相談	
悩みや困難を抱えた方やその家族の相談を行います。また、必要な相談支援を受けることができるよう関係機関と 連携を図りながら調整を行います。		年丨回	事業実施実績 (相談件数)	

事業	担当課	目	標
取り組み内容		確認頻度	確認方法
◆生活保護に関する相談 生活保護各種扶助	福祉課	生活の不安を軽減し自殺リスクの¶ 減を図る。	
不安を抱える生活困窮世帯の相談に応じるとともに、生活 保護を必要とする場合には、各種扶助(生活・住宅・教育・ 介護・医療・出産・生業・葬祭扶助)により生活を支援し ます。また、必要に応じて被保護者の就労支援等を行いま す。		年丨回	事業実施実績
◆生活困窮者自立支援制度(自立相談支援事業)	福祉課	生活困窮者の相談 し自殺リスクの軽減	と自殺対策を連動 咸を図る。
生活困窮者の不安軽減を図るため、適切な支援が受けられる相談体制の確保に努めるとともに、自殺対策関連事業に関わる職員との支援調整会議等を開催し、両事業の連動性を高めます。		年丨回	事業実施実績
◆生活困窮者自立支援制度(住居確保給付金)	行が計	住居の悩みの相談を行い安心できる 居場所づくりへつなげる。	
離職などにより経済的に困窮し住居を喪失するおそれが ある人を対象に、住居確保給付金を支給します。	福祉課 -	年1回	事業実施実績
◆生活困窮者自立支援制度(就労準備支援事業)	福祉課	就労支援と自殺対 スクの軽減を図る。	
一般就労に向けた準備が整っていない人を対象に、一般就 労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ 一貫して支援します。		年丨回	事業実施実績

3 勤務・経営対策

政府の働き方改革実行計画において、「改革の目指すところは、働く方一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得るようにする」ことがあげられていますが、自殺に追い込まれる有職者はまさにこの反対の状況にあります。勤務・経営対策は、勤務環境、労働環境の多様化に対応できるよう、単に職域、各事業所での対策だけではなく、行政や地域の業界団体の役割が重要であるため、地域での周知、啓発等を進めていきます。

(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

本市の男性有職者の自殺では、配置転換による過労があり、「仕事・人間関係」の問題が背景にあります。働き盛りの男性は、心理的、社会的にも負担を抱えることが多く、過労、失業、親の介護等により、心の健康を損ないやすいとされています。こうした人々が安心して生きられるようにするために、地域における自殺対策と職域におけるメンタルヘルス対策の連動を図る必要があります。

事業	担当課	目	標
取り組み内容		確認頻度	確認方法
◆普及啓発事業 相談機関の周知	健康増進課	市内事業所(献血t 談機関一覧を配布 年 300 部以上	協力事業所)等へ相
市内事業所(献血協力事業所)へ、相談窓口やメンタルへ ルスに関する情報をポスター・チラシ等で周知します。		年1回	事業実施実績 (実施回数)
◆こころの健康相談		悩みを抱える方の相談会を開催 年6回	
悩みや困難を抱えた方やその家族が身近な地域で相談支援が受けられるようにするため、精神疾患の早期治療の促進や社会適応の援助をすることを目的に実施します。	健康増進課	年丨回	事業実施実績 (開催回数)
◆地域保健・産業保健連携推進連絡会議		労働者向けの生き 援(自殺対策)の打	ることの包括的支 広充を図る。
各中小企業に対して、ポスターやリーフレットによる情報 提供を行うとともに、保健師や栄養士等による健康相談や 健康講話を実施します。	健康増進課	年丨回	事業実施実績

(2) 長時間労働の是正

「働き方改革実行計画」の決定により、長時間労働の是正が図られていくことが期待されますが、自殺対策の観点からも都道府県・市町村において、普及啓発や企業向け研修会、連携会議の場で好事例を紹介するなどして長時間労働の是正への機運を醸成し、被雇用者の長時間労働の是正を促す必要があります。

事業	担当課	目標	
取り組み内容		確認頻度	確認方法
◆ワークライフバランスの推進	商工課		ンタルヘルス向上 む動機付けへつな
事業所等人材育成補助金の活用による生産性の向上とワークライフバランスの推進を企業自らが企画できるよう 支援します。		年丨回	事業実施実績

4 子ども・若者への支援

我が国の自殺者数は、近年、全体としては減少傾向にあるものの、小中高生の自殺者数は増えており、令和3年(2021年)には小中高生の自殺者数が過去2番目の水準となっています。

また、若年層の死因に占める自殺の割合は高く、若年層の自殺対策が課題となっています。 さらに、基本法に学校におけるSOSの出し方に関する教育の推進が盛り込まれていること などから、特に若者の自殺対策が重要となっています。

(1) 子どもへの支援の充実

子どもの自殺を予防するため、子どもたちが不安や悩みを打ち明けやすい環境づくりを推進するとともに、悩み、苦しんでいる子どもをいち早く把握し、支援することができる取り組みを促進します。

事業	担当課	目	標
取り組み内容	担当酥	確認頻度	確認方法
◆家庭児童相談室		子どもや家族の相 殺リスクの軽減を[
児童福祉関係機関と連携し、家庭環境の健全化と児童養育の適正化を図るとともに、相談支援業務の充実に努め、乳幼児・児童・生徒の健全育成と家庭児童福祉の向上を図ります。	子育て支援課	年丨回	事業実施実績
◆要保護児童対策事業	子育て支援課	保護者への支援を 化を防ぎ自殺リス:	
要保護児童対策地域協議会を通して、虐待対応や研修会を 実施し、要保護児童対策(虐待防止)の向上を図ります。		年1回	事業実施実績

(2) 学生・生徒等への支援の充実

学生・生徒等への支援を充実させるためには、学校内にとどまらず、地域における児童福祉 との連携が重要となります。

事業	担当課	目標	
取り組み内容		確認頻度	確認方法
◆保幼小中連携事業	学校教育課	関係機関の連携を[に支援する。	図り包括的・継続的
子どもたちが希望や目標を持って各学校に入学し、それぞれの学校生活にスムーズに移行できるよう、保育園、幼稚園、小学校、中学校間との連携体制を強化します。		年丨回	事業実施実績
◆教育相談推進事業	学校教育課 -	学校で相談できる で自殺リスクの軽減	
児童・生徒の心理面や学級集団を客観的に把握し、学級経 営や授業の改善に努めます。		年丨回	事業実施実績

事業	担当課	目標	
取り組み内容		確認頻度	確認方法
◆生活指導・健全育成(教職員向け研修等)		子どもの自殺リスクに直面した 対応と支援について理解を深める	
児童・生徒の問題行動を未然に防ぐとともに、児童・生徒 の悩みを聞き必要な支援へつなげるよう、教職員への研修 を実施します。	学校教育課	年丨回	事業実施実績
◆就学に関する相談	,学校教育課		る児童・生徒の相談 走、保護者の負担を
特別に支援を要する児童・生徒に対し、関係機関と協力して一人ひとりの障がい及び発達状態に応じたきめ細かな相談を実施します。	· 子仪狄月酥	年丨回	事業実施実績
◆いじめ防止対策事業		発見と対応、いじぬ	る児童生徒の早期 かを受けた子どもが られるよう、SOS 進する。
フォーラムの開催や各校のいじめ防止基本方針の点検と 見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、即時 対応、継続的な再発予防を図ります。 また、いじめ問題が発生した場合、速やかに市いじめ問 題対策委員会を開催し、状況の共有、実態調査等を行い ます。	学校教育課	年丨回	事業実施実績
◆教育支援センター		不登校等の悩みを相談し自殺リス の軽減を図る。	
不登校の児童・生徒への学習支援や保護者への相談支援を 行います。また、各学校に対して教育支援センターの役割 等を周知することにより、教育等に関する不安や悩みを抱 える保護者への利用促進を行います。	学校教育課	年丨回	事業実施実績
◆教育支援センターでの適応指導教室		不登校の児童・生行 援を行い自殺リス	走の自主・自立の支 クの軽減を図る。
不登校の児童・生徒に対し、元校長や教員経験者、臨床心理士等が連携して、一日も早い学校への復帰を目指し、一人ひとりの状況に応じた学習やグループ活動を実施します。また、児童・生徒が自らの生活を立て直し、自主・自立の力を発揮できるよう支援します。	学校教育課	年丨回	事業実施実績
◆教育支援センター管理運営 教育相談員(心理)による相談			門の相談員に相談 することで早期の 行う。
子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、教育相談 員(心理)が対面で受け付けます。また、仕事の都合や家 庭の事情等で来室できない場合には、電話相談も行いま す。	学校教育課	年丨回	事業実施実績
◆教育支援センター管理運営 スクールソーシャルワーカーによる、様々な課題を抱えた 児童・生徒に対しての相談			 皆の様々な相談に応 D直面している問題
社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、様々な課題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。	学校教育課	年丨回	事業実施実績

事業	担当課	目	標
取り組み内容		確認頻度	確認方法
◆教育に関する調査研究・会議や連絡会の開催等	学校教育課	スクールカウンセ との連携を推進す	ラーや専門相談員る。
教育支援センターにおいて、学校、家庭、関係機関と連携 しながら、不登校児童・生徒の通所支援や特別な支援を要 する児童・生徒の保護者との教育相談を実施します。		年丨回	事業実施実績
◆青少年育成事業		青少年の地域との とで自殺リスクの!	つながりを保つこ 軽減を図る。
各種講習会を開催し、青少年の豊かな人格形成や指導者の 資質の向上を図ります。また、市青少年育成市民会議を通 じて、青少年育成団体等の関係者と連携体制を強化しま す。	生涯学習課	年丨回	事業実施実績
◆青少年対策事務		青少年層の抱える問題や自殺の危機 等に関する情報を共有	
青少年問題協議会を開催し、青少年層の抱える問題や自 殺の危機等に関する情報を共有し、自殺対策関連事業に 関わる職員との連携を構築します。	生涯学習課	年丨回	事業実施実績
◆少年センター運営事業	生涯学習課	青少年のSOSを 自殺リスクの軽減	早期にキャッチし を図る。
青少年の健全育成を図るため、関係団体と連携し、街頭補 導や電話相談、広報啓発活動等、各種事業を充実します。) <i>工胜</i> 于自研	年1回	事業実施実績
◆家庭児童相談室		児童・生徒や家族の 自殺リスクの軽減)相談を行うことで を図る。
児童福祉関係機関と連携し、家庭環境の健全化と児童養育の適正化を図るとともに、相談支援業務の充実に努め、乳幼児・児童・生徒の健全育成と家庭児童福祉の向上を図ります。	子育て支援課	年丨回	事業実施実績

5 女性への支援

我が国の自殺者数は、近年、全体としては減少傾向にあるものの、女性の自殺者数は令和2年(2020年)に2年ぶりに増加し、令和3年(2021年)もさらに前年を上回りました。

女性の自殺対策は、妊産婦への支援をはじめ、女性特有の視点も踏まえて講じていく必要があります。

(1) 妊産婦への支援の充実

妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦等への支援の強化を図るため、関係機関の連携 を促進し支援を進めます。また、出産後間もない時期の産婦については、産後うつの予防等を 図る観点から、産婦健康診査で心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、支援が必要な産婦 について関係機関と連携しながら支援を強化します。

事業	担当課	目標	
取り組み内容		確認頻度	確認方法
◆母子保健(妊婦への支援)		妊婦に対するリスクの把握、切れ目のない多様な支援を行い、生きることの包括的支援へつなげる。	
妊婦の健康保持及び増進を図るため、母子健康手帳の交付時に面接指導を実施するとともに、妊婦に対する健康診査 を実施し、健康状態の把握、適切な保健指導等を行います。		年丨回	事業実施実績
◆母子保健(訪問指導)	健康増進課 -	10 / 10/10 - 10/10	る妊産婦や子育て 相談を行い、育児等 咸を図る。
母子の健康保持及び増進を図るため、ハイリスク妊産婦や 援助が必要と思われる新生児を対象に、訪問指導を実施し ます。		年丨回	事業実施実績
◆母子保健(産後ケア事業)	健康増進課	出産直後の早期段階から必要な支援 行うことで、産後うつ等のリスクを軽 減する。	
退院直後から産後5か月未満の母子の健康チェック、助産 師による乳房ケアや授乳相談等を行います。		年I回	事業実施実績
◆母子保健(育児相談)		保護者の負担や不安感に応じて、関係機関と連携を図りながら包括的なま 援を提供する。	
妊娠、出産、子育てに関する不安や悩みを軽減するため、 子育て世代包括支援センター等による総合相談体制を充 実します。また、保健師や助産師等が連携して妊娠から子 育てまで切れ目のない支援を行います。	健康増進課	年丨回	事業実施実績
◆母子保健(乳幼児健康相談)	健康増進課 -		安感に応じて、関係 ながら包括的な支
母子の健康づくりのために、乳幼児の発育、発達、栄養、 育児等について保健師や栄養士、臨床心理士による相談を 実施します。		年丨回	事業実施実績

事業	扣水油	目標	
取り組み内容	担当課	確認頻度	確認方法
◆母子保健(乳幼児健診、歯科支援)		育児によるストレス等の相談や困難 な家庭状況を把握し、必要な支援・相 談へつなげる。	
健やかな乳幼児期を送れるよう、健康診査を実施し子どもの発育、発達状況を確認するとともに、育児に関する不安を抱えた母親へのアドバイスや助言など育児支援を行います。	健康増進課	年丨回	事業実施実績
◆母子保健(発達支援)	健康増進課	発達上の困難を抱える子どもと家族 への支援を行い、不安感の軽減を図 る。	
心身に障がいの疑いがある子どもと保護者を対象に、相談 や参加者同士の交流の場を提供し、地域での生活を支援し ます。		年丨回	事業実施実績
◆こんにちは赤ちゃん事業		子育てに関連する悩みの相談を行い、 育児等の不安や悩みの軽減を図る。	
生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行うほか、養育についての相談に応じ助言やその他の援助を行います。	子育て支援課	年丨回	事業実施実績
◆子育て支援センター運営事業	・子育て支援課	母親同士の交流や子育てに関連する 悩みの相談を行い、危機的状況にある 保護者を発見し早期の対応につなげ る。	
育児不安などについての相談・支援や保育サービスの情報 提供、育児セミナー等を開催し、子育て家庭の育児不安の 軽減を図ります。また、民間の子育て支援センターが行う 地域子育て支援拠点事業に対し助成します。	丁月(又抜床	年丨回	事業実施実績
◆ファミリーサポートセンター活動推進事業	子育で支援課	子育てに関連する悩みの相談を行い、 必要時に専門機関の支援につなげる。	
地域における子育て支援活動を支援するため、ファミリー サポートセンター運営に要する経費の一部を助成します。		年1回	事業実施実績

(2) コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援

コロナ禍において女性の雇用問題が深刻化し、各種支援策が十分に届いていない状況がある との指摘があります。困難な問題を抱える方々に必要な支援が十分に行き渡るように取り組み を推進します。また、配偶者等からの暴力の相談件数が高水準で推移していることも踏まえ、 多様なニーズに対応できる相談体制の整備を進めるなど、被害者支援の更なる充実を図ります。

事業	- 担当課	目標	
取り組み内容		確認頻度	確認方法
◆男女共同参画計画推進事業		DVと自殺リスクとの関連性や自殺 対策について支援に携わる関係者の 間で理解や認識を深める。	
男女共同参画に関する啓発イベントや講座を開催し、市民の男女共同意識を啓発します。また、DVに関するリーフレットを作成し、講演会や公共施設、商業施設等で配布することでDVに対する意識を高めます。	秘書政策課	年丨回	事業実施実績
◆児童扶養手当費	子育て支援課	ひとり親家庭の生活の支援により、不 安の軽減を図る。	
ひとり親家庭の生活安定と自立促進のために、児童扶養手 当を支給します。		年丨回	事業実施実績
◆ひとり親家庭医療費助成事業	子育て支援課	ひとり親家庭の生活の支援により、不 安の軽減を図る。	
ひとり親家庭の福祉増進のために、医療費の一部を助成します。		年丨回	事業実施実績
◆母子父子家庭自立支援給付金事業	子育て支援課	申請時の面談から自殺のリスクを抱 えた方を把握して、支援へとつなげ る。	
母子父子家庭の自立促進のために、生活の安定に資する資格の取得、主体的な能力開発を支援します。		年丨回	事業実施実績

第3節 生きる支援関連施策

L 生きる支援関連施策(59事業)について

庁内の関連事業を把握するために、各課の事業・業務について自殺対策と関連する、もしく は事業の工夫によって自殺対策に関連させる可能性があるものを抽出しました。

これらの事業について、自殺対策の視点からの事業の捉え方を踏まえ、基本施策(5項目) 及び重点施策(5項目)に基づき、関連あるものとして分類しました。

さらに、この 59 事業のほかにも数多くの事業・業務がありますが、あらゆる機会を捉え、 市民に対する啓発と周知を行っていくよう努めるものとします。

各課の事業・業務で市民と関わる際、もし悩んでいる人に"気づき"、必要に応じて関係者に紹介し問題解決にあたることが必要な場合、話を"聴き"、関係部署に"つなぐ"役割を、一人ひとりが担っていくことが望まれます。

2 生きる支援関連施策一覧

基本施策

- I. 地域におけるネットワークの強化
- 2. 人材の育成
- 3. 啓発と周知
- 4. 生きることの促進要因への支援
- 5. 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

重点施策

- 6. 高齢者対策
- 7. 生活困窮者対策
- 8. 勤務・経営対策
- 9. 子ども・若者への支援
- 10. 女性への支援

				基	本施	策			重	点施:	策	
担当課	事業名 (事業内容)	自殺対策の視点を加えた事業案	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOSの出し方教育	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者	女性
	休日当番医事業	▼通常時間外で応急処置が必要な方の中には、精神疾患の急激な悪化や家族の暴力等、自殺リスクにかかわる問題を抱えているケースもあると想定される。 ▼ケースによっては必要な支援先につなぐ等の対応を取るなど、自殺対策と連動させることでより効果的な支援になり得る。	•			•						
	健康推進員会	▼推進員にゲートキーパー研修を受講してもらい、地域住民の状態把握について理解を深めてもらうことにより、推進員がリスクの高い住民を行政につなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある。	•	•	•	•						
健康増進課	新任保健師現任教育	▼保健師業務に関する指導やオリエンテーションの中に、自 殺対策に関する講義を入れることにより、新任時より自殺対 策の視点をもって、地域住民の支援に当たることができるよ うになる。		•								
	依存症関連の普及・啓発	▼依存症問題を抱える方は自殺のリスクが一般的に高く、家族も困難を抱えている場合が多い。 ▼連絡会や相談の機会は、飲酒等行動上の問題を抱える方の情報をキャッチし、関係機関が連携し支援するための契機、接点になり得る。			•							
	健康診査、女性検診、各種 がん検診 健康相談 生活習慣病重症化予防事業	▼健康診断や健康相談の機会を利用することで、問題に関する詳しい聞き取りを行ったり、必要な場合には専門機関による支援につないだりするなど、支援への接点となり得る。	•		•	•		•			•	•

				基	本施!	策			重	点施!	策	
担当課	事業名 (事業内容)	自殺対策の視点を加えた事業案	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	きる	SOSの出し方教育	高 齢 者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者	女性
健康增進	受診行動適正化指導事業	▼医療機関を頻回・重複受診する方の中には、地域で孤立状態にあったり、日々の生活や心身の健康面等で不安や問題を抱え、自殺リスクが高い方もいると思われる。 ▼訪問指導の際に状況の聞き取りと把握を行うことで、自殺のリスクが高い場合には他機関につなぐ等の対応を行うことができれば、自殺リスクの軽減にもつながり得る。	•		•							
課	放射線学習会	▼放射線に対する不安を抱える人への支援は、生きることの 包括的支援になり得る。	•		•	•						
	地域福祉推進事業	▼地域包括ケアと自殺対策との連動は今後の重要課題ともなっており、地域福祉ネットワークや会議体はその連動を進める上での要となり得る。 ▼地域の自殺実態や対策の情報、要支援者の安否情報の収集ならびに関係者間での情報等の共有を図ることで、両施策のスムーズな連動を図ることもできる。	•					•	•	•	•	•
	障がい者虐待の対応 障がい者虐待に関する通 報・相談窓口の設置	▼虐待への対応を糸口に、当人や家族等、擁護者を支援していくことで、背後にある様々な問題をも察知し、適切な支援 先へとつないでいく接点(生きることの包括的支援への接点)にもなり得る。	•									
	障がい福祉計画策定・管理 事業	▼障がい者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検 討を進めることにより、両事業のさらなる連携の促進を図る ことができる。	•									
福祉	保護司会補助金	▼犯罪や非行に走る人の中には、日常生活上の問題や、家庭や学校の人間関係にトラブルを抱えており、自殺のリスクが高い方も少なくない。 ▼保護司の方にゲートキーパー研修を行うことで、対象者が様々な問題を抱えている場合には、保護司が適切な支援先へとつなぐ等の対応を取ることが可能となる。	•		•	•						
課	障がい者差別解消推進事業	▼相談対応にあたる職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、必要時には適切な機関へつなぐ等の対応について理解を深めてもらい、自殺リスクを抱えた人の把握、支援を拡充していくことができる。	•		•							
	手話通訳者養成事業	▼養成講座の中で自殺のリスク要因や対策事業について言及することで、支援対象者の中で自殺リスクの高い方がいた場合には、適切な支援先につなぐ等、気づき役、つなぎ役としての意識を高めてもらう機会となり得る。	•	•	•							
	障がい者講座・講習の開催	▼講座・講習において、テーマに即した形で自殺の問題を取 り上げることができれば、保護者に対する啓発の機会となり 得る。	•	•	•							
	ガイドブック作成事業 障がいに関する各種手帳の しおりや育ちの記録を作 成・配布	▼しおりや育ちの記録の改訂時に、生きる支援に関連する相 談窓口の一覧情報を入れ込むことで、住民に対する相談機関 の周知の拡充を図ることができる。			•							
	障がい児支援に関する事務	▼障がい児を抱えた保護者への相談支援の提供は、保護者に 過度な負担が掛かるのを防ぎ、結果として保護者の自殺リス クの軽減にも寄与し得る。	•			•					•	

				基	本施:	策			重	点施	策	
担当課	事業名 (事業内容)	自殺対策の視点を加えた事業案	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOSの出し方教育	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者	女性
	障がい者基幹相談支援セン ター事業	▼センターで相談対応にあたる職員に、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺対策の視点についても理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等、職員の相談対応の強化につながり得る。	•		•	•					•	
	障がい者相談員による相談 業務(身体・知的障がい者 相談員)	▼各種障がいを抱えて地域で生活している方は、生活上の様々な困難に直面する中で、自殺のリスクが高まる場合もある。 ▼相談員を対象にゲートキーパー研修を実施することで、そうした方々の状況を察知・把握する上での視点を身に付けてもらい、必要な場合には適切な支援先につなぐ等、相談員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	•		•	•					•	
福	日中一時支援事業	▼事業所での活動の状況から、障がい者(児)の状態把握を 行うことで、虐待等を早期に発見するための機会ともなり得 る。それは自殺リスクへの早期対応にもつながりうる。 ▼介護の負担を軽減するという意味で、支援者(介護者)へ の支援としても位置付け得る。	•			•					•	
祉 課	訓練等給付に関する事務	▼障がい者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へと つなげる上での最初の窓口となり得るもので、そうした取組 は自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	•			•						
	訪問入浴事業	▼訪問入浴の介助を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、障がい者とその家族が何か問題等を抱えている場合には、その職員が適切な窓口へつなぐ等のための対応を取れるようになる可能性がある。	•			•						
	手話奉仕員養成事業	▼手話奉仕員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、障がい者の中で様々な問題を抱えて自殺リスクが高まった方がいた場合には、適切な支援先につなぐ等、手話奉仕員が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	•	•	•	•						
	手話通訳者等派遣事業	▼通訳者や奉仕員等の支援員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、対象者の抱える自殺リスクに早期に気づき、必要時には適切な機関へつなぐ等、支援員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	•	•	•	•						
	養護老人ホームへの入所	▼老人ホームへの入所手続きの中で、当人や家族等と接触の機会があり、問題状況等の聞き取りができれば、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点ともなりうる。	•			•		•				
高齢福祉課	巡回福祉車両運行事業	▼職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、対象 者の中に自殺のリスクの高い高齢者がいた場合には、その職 員が適切な機関へつなぐ等、気づき役、つなぎ役としての役 割を担えるようになる可能性がある。	•			•		•				
	訪問理美容サービス事業	▼理美容サービスを行う業者にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、理美容業者が高齢者とその家族が抱える問題等に気づき、必要に応じて適切な窓口へつなぐ等、気づき役、つなぎ役を担えるようになる可能性がある。	•			•		•				

				基	本施	策			重	点施	策	
担当課	事業名 (事業内容)	自殺対策の視点を加えた事業案	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOSの出し方教育	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者	女性
间	認知症サポーター養成講座	▼認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり心中が生じたりする危険性もある。 ▼サポーターにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、サポーターがそうしたリスクの早期発見と対応等、気づき役としての役割を担えるようになる可能性がある。	•		•			•				
齢 福 祉	温泉等利用健康増進事業	▼利用券を使用することで、健康増進、閉じこもりの解消を 図ることができる。	•			•		•				
課	介護給付に関する事務	▼介護は当人や家族にとって負担が大きく、最悪の場合、心中や殺人へとつながる危険もある。 ▼居宅介護支援の提供は、介護にまつわる問題を抱えて自殺のリスクが高い住民との接触機会として活用し得る。 ▼相談を通じて当人や家族の負担軽減を図ることで、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	•		•	•		•				
子育て支援課	母子父子寡婦福祉資金貸付 事業【県事業】	▼ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込みやすい。 ▼貸付の前後で、保護者と対面でやりとりする機会があれば、自殺リスクを早期に発見し、他機関と連携して支援を行っていく上での契機になり得る。	•						•			•
生活	公害・環境関係の苦情相談	▼自殺に至る背景には、近隣関係の悩みやトラブル等が関与している場合や、悪臭や騒音等の住環境に関するトラブルの背景に精神疾患の悪化等が絡んでいる場合も少なくない。 ▼公害や環境に関する住民からの苦情相談は、それらの問題を把握・対処する上での有益な情報源として活用できる可能性がある。	•			•						
環境課	地域防災計画の作成	▼自殺総合対策大綱において、大規模災害における被災者の 心のケア支援事業の充実・改善や、各種の生活上の不安や悩 みに対する相談や実務的な支援と専門的な心のケアとの連携 強化等の必要性がうたわれている。 ▼地域防災計画においてメンタルヘルスの重要性や施策等に つき言及することで、危機発生時における被災者のメンタル ヘルス対策を推進し得る。	•	•								
	葬祭費の支給	▼葬祭費の申請を行う方の中には、大切な方との死別のみならず、費用の支払いや死後の手続き面などで様々な問題を抱えて、自殺リスクの高まっている方もいる可能性がある。そのため抱えている問題に応じて、支援機関の情報提供を行うことは可能。	•		•				•			
国保年金課	保険料の賦課、収納、減免	 ▼保険料の滞納をしている方は、経済的な困難を抱えている方も少なくない。 ▼納付勧奨等の措置を講じる中で、当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて様々な支援機関につなげる等、支援への接点となり得る。 	•								•	
	特定保健指導	▼健康の相談をきっかけに、メンタルサポートを行う事で自 殺リスクの軽減にも寄与し得る。	•		•	•		•				
	重症化予防保健指導	▼健康の相談をきっかけに、メンタルサポートを行う事で自 殺リスクの軽減にも寄与し得る。	•		•	•		•				
税	徵収事務(徴収猶予)	▼市税等を納期限内に納付できない者は生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする可能性が高いため、納税に係る相談を「生きることの包括的な支援」のきっ	•						•			
務 =	税務総務費(徴収専門員)	かけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作って おく必要がある。	•						•			
		1										

				基	本施:	策			重	点施算	策	
担当課	事業名 (事業内容)	自殺対策の視点を加えた事業案	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOSの出し方教育	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者	女性
建築住宅課	公営住宅家賃滞納整理対策	▼家賃滞納者の中には、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。	•						•			
都市課計	遊歩道維持管理業務	▼遊歩道の巡視を行う際に、自殺事案の発生や可能性等がないか状況確認を行うことにより、事案発生を防ぐ手だてを取り得る。	•			•						
道課水	水道料金徵収業務	▼水道料金を滞納している人への督促業務等において、問題を抱えて生活難に陥っている家庭に対して、必要に応じて他機関へつなぐなどの対応をとる。	•						•			
	学校図書館支援事業	▼学校の図書館スペースを利用し、9月の自殺予防週間や3月 の自殺対策強化月間時に、「いのち」や「心の健康」をテー マにした展示や関連図書の特集を行うことで、児童生徒等に 対する情報周知を図ることができる。	•			•					•	
	中学校での性に関する指導 推進事業	▼望まない妊娠や性被害等は、児童生徒の自殺リスクにつながりかねない重大な問題である。 ▼性に関する指導の際に、相談先の一覧が掲載された <u>リーフレットを配布</u> することで、児童生徒に相談先情報の周知を図れる。	•	•	•						•	•
学 校 教	避難児童生徒就学援助事業	▼援助の提供時に保護者と相対する機会があれば、保護者の 抱えている問題や生活状況等を把握するとともに、自殺のリ スクを早期に発見し、問題状況に応じて他の支援先へつなぐ などの支援への接点になり得る。	•			•			•		•	
育課	就学援助と特別支援学級就 学奨励補助	▼就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられる。 ▼費用の補助に際して保護者と応対する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見と対応に加えて、相談先一覧等のリーフレットの配布等を通じた情報提供の機会にもなり得る。	•						•		•	
	学校職員安全衛生管理事業	▼学校職員(支援者)の健康管理を通じて、支援者に対する 支援の充実を図ることができる。		•	•						•	
	教職員の多忙化解消に向け た取組	▼教職員のケアという観点から、当該事業を支援者への支援 に向けた一施策として展開させ得る。		•	•						•	
	キャリア・スタート・ ウィーク事業 (各中学校で実施)	▼実習体験の機会に、就業時に直面し得る様々な勤労問題についてもあわせて指導することができれば、将来、就業し万が一問題を抱えた際の対処法や相談先情報等を、生徒が早い段階から学ぶことができ、SOSの出し方教育の一環ともなり得る。	•	•	•						•	
教育総務課	学力向上対策事業	▼題材の選定が可能ならば、SOSの出し方教育などをこの枠で行うことで、児童生徒の援助希求能力の醸成や、問題解決に向けた主体的行動の促進等を図り得る。	•	•	•						•	
	学校職員ストレスチェック 事業	▼ストレスチェックの結果を活用することで、児童生徒の支援者である教職員に対する支援(支援者への支援)の強化を図ることができる。	•								•	
	奨学金に関する事務	▼支給対象の学生との面談時に、家庭の状況やその他の問題 等を把握することが可能となる。 ▼支給対象の学生に相談先一覧等のリーフレットを配布する ことで、支援先の情報周知を図ることもできる。	•						•		•	

				基	本施	策			重	点施	策	
担当課	事業名 (事業内容)	自殺対策の視点を加えた事業案	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	SOSの出し方教育	高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者	女性
生涯学	青少年育成団体等への各種 補助金(女性青少年教育費)	▼薬物を乱用している若者の中には、様々な問題を抱えて自殺リスクの高い子もいる。 ▼指導員にゲートキーパー研修等を受講してもらうことで、 そうした自殺リスクの高い若者の早期発見・早期対応を図れるようになる可能性がある。	•								•	
習課	女性教育活動推進事業(女 性学級、婦人団体支援)	▼女性学級の参加者や地域の女性リーダー等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、地域で自殺のリスクを抱える女性を早期に発見し、対応できるようにするなど、女性向け支援の推進につながる可能性がある。	•	•	•	•						•
	連携中枢都市圏推進事業	▼連携中枢都市圏の枠組みを活用し、隣接自治体と連携して、自殺対策事業を推進することができる。	•									
秘書政	行政の情報提供・広聴に関 する事務(広報等による情 報発信)	▼住民が地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体であり、 自殺対策の啓発として、総合相談会や居場所活動等の各種事 業・支援策等に関する情報を直接住民に提供する機会になり 得る。とりわけ「自殺対策強化月間(3月)」や「自殺予防 週間(9月)」には特集を組むなどすることにより効果的な 啓発が可能となる。	•		•							
策課	移住者サポート事業	▼周囲に親類・知人がいない場合、自殺のリスクが高まる恐れもある。 ▼移住者が集い交流できる場を設けることで、そうしたリスクの軽減に寄与し得る。	•			•						
	職員の研修事業	▼職員研修(特に新任と管理職昇任)のIコマとして、自殺対策に関する講義を導入することで全庁的に自殺対策を推進するためのベースとなり得る。	•	•	•							
事行政課	情報公開制度	▼行政情報コーナーにおいて、「生きることの包括的な支援」や相談機関等に関するポスターを掲示したり、相談リーフレットを配架することにより、住民に対する啓発の機会となり得る。	•		•							
	職員の健康管理事務	▼住民からの相談に応じる職員の、心身面の健康の維持増進 を図ることで、自殺総合対策大綱にも記載されている「支援 者への支援」となる可能性がある。		•	•							

第5章 施策の推進体制

第5章 施策の推進体制

第1節 施策の推進体制の整備

I 自殺対策推進体制

二本松市健康づくり推進協議会において、関係者と協議のうえ施策を推進します。

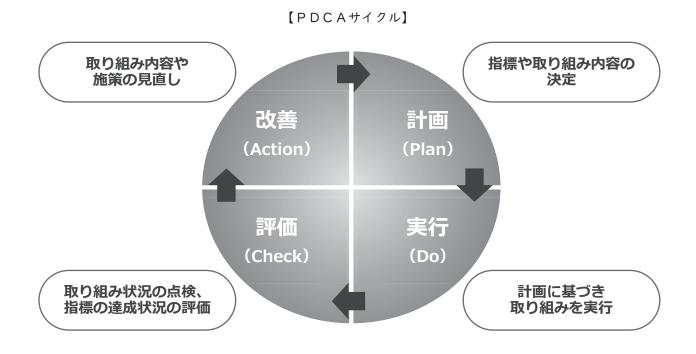
次期計画に向けて、自殺対策に関する正しい知識を庁内各部署・関係機関が共有し、それぞれの立場で自殺対策を推進するとともに、情報収集や意見交換を行いながら、効果的な連携体制を構築していくために、自殺対策推進本部を設置し、自殺対策を総合的に推進します。

第2節 施策の評価・進行管理

I PDCAサイクルの推進

「いのち支える自殺対策推進センター」(厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室が 指定する指定調査研究等法人)が推進する「市町村自殺対策計画の進捗確認における確認シー ト」により、基本施策・重点施策の進捗管理・評価を年 | 回行います。

基本施策・重点施策に沿って、取り組み状況を評価し、施策の推進状況や課題を把握し、施 策の見直しを行っていきます。



第6章

第6章 参考資料

│第 | 節 二本松市健康増進計画策定委員会要綱

平成 18 年 5 月 22 日告示第 86 号 改正 平成 20 年 3 月 3 I 日告示第 44 号 令和元年 5 月 10 日告示第 10 I 号

二本松市健康增進計画策定委員会要綱

(設置)

第 I 条 市民が一体となった健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項を協議し、二本松市の健康施策に関する基本的な計画(以下「二本松市健康増進計画」という。)を策定するため、二本松市健康増進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。 (所掌事務)

第2条 委員会は、二本松市健康増進計画の策定について必要な事項を協議する。 (組織)

- 第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 健康に係る組織、団体の代表者
 - (3) 市民の代表
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、二本松市健康増進計画が策定完了したときに満了するものとする。 (委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長 | 人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 4 会議は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。 (庶務)
- 第7条 委員会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定めるものと する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成20年告示第44号)

この要綱は、平成 20 年4月 | 日から施行する。

附 則(令和元年5月10日告示第101号)

この要綱は、令和元年5月10日から施行する。

第2節 二本松市健康增進計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

	区分	所属	氏 名
-1	学識経験者	一般社団法人 安達医師会	土川 研也
2	"	安達歯科医師会	渡辺英弥
3	"	一般社団法人 福島県薬剤師会 二本松薬剤師会	鈴木 賢太郎
4	健康に係る組織・ 団体の代表者	二本松市健康推進員会	◎ 渡辺 玲子
5	//	安達地区国公立幼稚園・こども園協議会	黒沢 道子
6	市民の代表者	二本松市区長会	宮田 悦三郎
7	//	二本松市婦人団体連合会	大沢 清子
8	//	二本松市あだたらクラブ	佐久間 元男
9	//	一般社団法人にほんまつ城山クラブ	〇 杉内 貞夫
10	//	二本松市民生児童委員協議会	藤田守
11	//	二本松商工会議所	菊地 由美子
12	関係行政機関の 代表者	福島県県北保健福祉事務所	加藤清司
13	//	社会福祉法人 二本松市社会福祉協議会	黒江 朱美
14	その他市長が 必要と認める者	二本松市小学校長会	紺野 真一
15	//	二本松市中学校長会	大越 吾都臣
16	//	二本松市国民健康保険運営協議会	石川 重彦
17	//	二本松市小中学校PTA連合会	髙橋 貴子
18	"	特定非営利活動法人 子育て支援グループこころ	村松 香里

◎:委員長、○:副委員長

第3節 二本松市健康增進計画等策定庁内幹事会委員名簿

	所 属		氏	名
-1	健康増進課 課長	0	福田	なおみ
2	国保年金課 課長	0	佐藤	隆 嘉
3	秘書政策課 課長		安田	憲一
4	福祉課 課長		阿部	清久
5	子育て支援課 課長		佐藤	英明
6	高齢福祉課 課長		騎西	東五
7	農業振興課 課長		石井	栄 作
8	安達支所地域振興課 課長		鈴木	達也
9	岩代支所地域振興課 課長		下 村	覚
10	東和支所地域振興課 課長		橋本	浩 幸
1.1	教育総務課 課長		大内	真 利
12	学校教育課 課長		太田	孝志
13	生涯学習課 課長		関	博

◎:幹事長、○:副幹事長

第4節 二本松市健康增進計画策定体制

【健康增進計画策定体制】

市民

健康と生活習慣調査の実施等

連絡調整

意見

意見

計画策定庁内幹事会

構成:13名

市関係各課長

役割:計画素案の検討

他計画との整合性の確認 等

計画策定作業班

構成:保健福祉部健康増進課

役割:アンケート調査結果の分析

保健統計等のデータ分析

課題の把握

計画の施策の検討

計画策定委員会及び計画策定庁内幹事会の運営・結果のまとめ

計画素案の作成

計画策定委員会

構成:18名

関係機関代表

学識経験者

関係団体代表 等

役割:課題の把握

計画素案の検討 等



事務局 健康増進課



市長

第5節 二本松市健康増進計画策定の経過

年 月 日	内容
令和3年	二本松市民の健康と生活習慣調査の実施
12月 日~ 7日	一件低いのでは、これ自由・一件の日の人が
令和 4 年	庁議
8月4日	(1)健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画(後期計画)策定方針について
令和4年	第 回二本松市健康増進計画等策定庁内幹事会
8月5日	(1) 二本松市健康増進計画等の後期計画策定について
	(2)アンケート調査結果報告について
A 14 / T	(4)健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画(後期計画)骨子案について
令和4年 8月18日	第 回二本松市健康増進計画策定委員会 () 委員長、副委員長の選出について
0月10日	(2)健康増進計画策定委員会スケジュールについて
	(3)アンケート調査結果報告について
	(4) 中間評価について
	(5)健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画(後期計画)骨子案について
令和4年	第2回二本松市健康増進計画等策定庁内幹事会
	()健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画(後期計画)素案について
令和4年	第2回二本松市健康増進計画策定委員会
月 4日	()健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画(後期計画)素案について
令和 4 年	庁議
11月21日	(1)健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画(後期計画)素案について
令和 4 年	議員協議会
12月6日	()健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画(後期計画)素案について
令和4年12月7日~	パブリック・コメント
令和5年1月6日	意見数:0件(意見者数:0名)
令和5年	第3回二本松市健康増進計画等策定庁内幹事会
月 7 日	
	(2)健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画(後期計画)最終案について
令和5年	第3回二本松市健康増進計画策定委員会
1月24日	(1) パブリック・コメントの結果について
A	(2)健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画(後期計画)最終案について
令和5年 月30日	健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画(後期計画)(案)の建議
令和5年	庁議
2月6日	(1)健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画(後期計画)(案)について
令和5年 3月下旬	計画の公表・概要版の配布

いのち支える二本松市自殺対策計画

~誰も自殺に追い込まれることのない二本松市を目指して~

令和5年(2023年)3月発行

発行:二本松市

〒964-8601 二本松市金色 403 番地 1

編集:二本松市保健福祉部健康増進課

〒969-1404 二本松市油井字砂田 101 番地 TEL 0243-55-5109 FAX 0243-23-1714

